

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
I. 基本的考え方 I－1 貸金業者の監督に関する基本的考え方 I－1－1 貸金業の監督の目的 貸金業は、消費者及び事業者の多様な資金需要に利便性の高い融資商品の提供や迅速な審査等をもって対応することにより、その円滑な資金調達に寄与しており、我が国の金融システムにおいて、預金という原資の性格上、リスクの高い融資には慎重に対処せざるをえない預金取扱金融機関の融資を補完する重要な役割を果たしている。 他方、貸金業の利用については、その対価として高い金利が求められ、返済可能性を十分に考慮しない安易な借入れが多重債務化につながりやすいとの指摘がある。また、貸金業者のビジネスモデルについても、適切な規制や監督を欠く場合には、このようなリスクを利用者に理解させ債務者の破綻を未然に防止する取組みが不十分なまま、過度な貸付けや債権回収が行われるおそれがあると指摘されている。 平成 18 年 12 月 20 日に公布された貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号。以下「法」という。）は、このような指摘を踏まえ、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであり、当局としては、法に基づき、貸金業者の登録制度、業務規制、自主規制機関である貸金業協会（以下「協会」という。）の認可等を的確に実施し、貸金業を利用する資金需要者等の利益の保護を図るとともに、健全な競争により市場メカニズムが十分に機能する貸金市場が構築されるよう促し、もって国民経済の適切な運営に資することを監督の目的とする。 I－1－2 貸金業監督の基本的枠組み 貸金業の監督に当たっては、貸金業の実態と法に定められた監督の枠組みを十分に踏まえ、関係機関との連携を図る必要がある。	（略） （略） 貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）は、このような指摘を踏まえ、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであり、当局としては、法に基づき、貸金業者の登録制度、業務規制、自主規制機関である貸金業協会（以下「協会」という。）の認可等を的確に実施し、貸金業を利用する資金需要者等の利益の保護を図るとともに、健全な競争により市場メカニズムが十分に機能する貸金市場が構築されるよう促し、もって国民経済の適切な運営に資することを監督の目的とする。 I－1－2 貸金業監督の基本的枠組み （略）

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
第一に、貸金業者の監督当局は、その<u>営業所等</u>の所在範囲によって国（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。））又は都道府県となる一方、資金需要者等はそのような区分にかかわらず全国に拡散し、複数業者を同時に利用することもありうることから、貸金業の効果的な監督のためには、資金需要者等から申し立てられた苦情を関連する監督当局に適切に回付する等、国（財務局）及び都道府県が連携して、監督情報の共有と集約に努める必要がある。 第二に、無登録業者による違法営業は、消費者に多大な被害を及ぼすおそれがあり、登録制度の根幹にも触れる犯罪行為であって、監督当局としても、その跋扈を看過することはできない。また、悪質業者について登録排除の徹底を図ることも重要である。このため、監督当局は、無登録業者はもとより、悪質登録業者についても、警察当局と適切に連携・協力して、徹底排除に努める必要がある。 第三に、法は、業務の健全性を担保するため、業務改善命令等の規定を導入し監督権限を強化するとともに、自主規制機関としての協会制度を設けた。貸金業者の監督に当たっては、貸金業者の法令等遵守態勢や経営管理態勢等を的確に把握し、自主規制機関である協会との連携及び役割分担の下で、その適切な業務運営の確保に努める必要がある。また、協会に加入していない貸金業者（以下「非協会員」という。）については、加入を促すとともに、報告命令や検査権限の活用によりその業務実態の把握に特段の注意をもって臨み、協会の自主規制規則（協会の定款、業務規程、その他の規則をいう。以下同じ。）に則った社内規則等（協会の定款、業務規程、その他の規則を考慮し、当該貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。以下同じ。）の作成・変更命令をはじめとする監督上の措置を十分に活用して、業務の適正性の確保に努める必要がある。 I－１－３ 貸金業監督部局の基本的役割 （略）	第一に、貸金業者の監督当局は、その<u>営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）</u>の所在範囲によって国（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。））又は都道府県となる一方、資金需要者等はそのような区分にかかわらず全国に拡散し、複数業者を同時に利用することもありうることから、貸金業の効果的な監督のためには、資金需要者等から申し立てられた苦情を関連する監督当局に適切に回付する等、国（財務局）及び都道府県が連携して、監督情報の共有と集約に努める必要がある。 （略） （略）

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
I－1－4 貸金業者の監督に当たっての基本的考え方 （略） I－2 監督指針策定の趣旨 我が国の貸金業は、その主たる顧客を消費者とするか事業者とするか、また、どの程度のリスクの資金需要者等を主たる顧客とするか、さらにクレジットカードやリース等の兼業を行うか否か、他業者との提携において貸金業を営むか否か等に応じ、種々の業態に分かれて発展してきた。また、同一業態内においても、その規模の違いによって機械化、システム化の度合いや、コスト構造、資金調達状況等も大きく異なっている。しかし、こうした業態等の違いを超えて、貸金業者が適正なリスクマネーの供給者として我が国経済社会の健全な発展に寄与するためには、多様な資金需要に応える利便性向上を追求するのみならず、利用者の安心と信頼を確保する取組みを強化することが不可欠である。 平成18年12月20日に公布された法は、貸金業の規制等に関する法律を抜本的に改正し、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであるが、金融行政は、ルールに基づく事後チェック型行政を行い、貸金業者に上記の観点からの自助努力を促すという基本に変わりはない。 ただし、改正貸金業法では、個々の行為規制が強化されたのみならず「業務の適切な運営を確保するための措置」（法第12条の2）が義務づけられ、業務改善命令（法第24条の6の3）が規定されるなど、監督行政に当たっては、資金需要者等の利益の保護を図るために十分な態勢の確保を貸金業者に求めることとしている。また、<u>改正貸金業法は、総量規制及び上限金利引下げまでの間、段階的に施行されることとなっており、各段階において完全施行時の制度を見据えて、適正な監督を実施する必要がある。</u> このような状況の下、本監督指針は、貸金業者の監督行政はどのような視点	（略） 平成18年12月20日に公布された貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号。以下「改正貸金業法」という。）は、貸金業の規制等に関する法律を抜本的に改正し、多重債務問題の解決と貸金業の健全化に資する措置を包括的に規定したものであるが、金融行政は、ルールに基づく事後チェック型行政を行い、貸金業者に上記の観点からの自助努力を促すという基本に変わりはない。 ただし、改正貸金業法では、個々の行為規制が強化されたのみならず「業務の適切な運営を確保するための措置」（法第12条の2）が義務づけられ、業務改善命令（法第24条の6の3）が規定されるなど、監督行政に当たっては、<u>資金需要者等の利益の保護及び業務の適正な運営を図るために十分な態勢の確保を貸金業者に求めることとしている。また、改正貸金業法の規定が全て施行されたこと（以下「完全施行」という。）をもって総量規制及び上限金利引下げが施行されたが、その円滑な実施も含め、適正な監督に引き続き努める必要がある。</u> （略）

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
に立って行うべきか、各種規制の基本的考え方、監督上の着眼点と留意すべき事項、具体的な監督手法について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整備するとともに、特に、貸金業者の経営状況や法令等遵守態勢を把握することが、事後チェック型行政を適切に行うための前提となるため、これらについて着眼点を整理することとした。なお、協会の策定する自主規制規則については、基本的には、非協会員にも同水準の社内規則等の整備を求めることとなるが、貸金業者の業態や規模の多様性にかんがみ、必ずしも全ての項目において協会の自主規制規則と一致した内容とすることができない可能性もあることから、本監督指針では、監督当局が各分野について社内規則等や内部管理態勢の整備を求める場合の留意点を記載することとした。 なお、本監督指針に記載されている監督上の評価項目については、貸金業者の業態等の多様性にかんがみれば、必ずしも、その全てが各々の貸金業者に適用しえない可能性もあり、機械的・画一的な運用に陥らないように配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、貸金業者の業務の適切性等の確保の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。 財務局は本監督指針に基づき管轄貸金業者の監督行政を実施するものとする。また、都道府県における監督行政に当たっても、本監督指針が参考とされることが期待される。なお、管轄貸金業者の監督行政においては本監督指針のほか、事務ガイドライン（（第三分冊：金融会社関係）のうち、「<u>3－2－10 出資法第5条第7項について</u>」及び「<u>3－2－11 日賦貸金業者の監督</u>」）に留意するものとする。 Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目 Ⅱ－1 経営管理等 （略） （1）主な着眼点	（略） 財務局は本監督指針に基づき管轄貸金業者の監督行政を実施するものとする。また、都道府県における監督行政に当たっても、本監督指針が参考とされることが期待される。なお、管轄貸金業者の監督行政においては本監督指針のほか、事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）のうち、「3－2－11 日賦貸金業者の監督」に留意するものとする。

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
①～② （略） ③ 経営陣は、貸金業務に関する内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢を構築しているか。また、内部監査の結果について、改善策を策定・実施するなど適切な措置を講じているか。 ④～⑤ （略） ⑥ 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。また、原則として内部監査部門の態勢整備を行うことが必要であるが、貸金業者の規模等を踏まえ、外部監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用しても差し支えない。この場合においては、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。 なお、他に貸金業の業務に従事する者がいない個人の貸金業者、又は貸金業の業務に従事する者が1名で且つ当該者が常務に従事する唯一の役員として代表者となっている法人形態の貸金業者においては、これらの者が法に規定された主任者であることをかんがみ、内部監査に代わる措置を利用する場合には、以下のような態勢を整備しているか。 Ⅱ－２ 業務の適切性 Ⅱ－２－１ 法令等遵守（コンプライアンス）態勢等（略） Ⅱ－２－２ 顧客情報の管理（略） （１）主な着眼点 ①～④ （略） ⑤ 信用情報機関より提供を受けた個人情報について、返済能力の調査	③ 経営陣は、貸金業務に関する内部監査部門による内部監査（以下「内部監査」という。）の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分に発揮できる態勢を構築しているか。また、内部監査の結果について、改善策を策定・実施するなど適切な措置を講じているか。 内部監査部門は、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くよう、被監査部門から独立した実効性のある内部監査が実施できる態勢となっているか。また、原則として内部監査部門の態勢整備を行うことが必要であるが、貸金業者の規模等を踏まえ、外部監査を導入する方が監査の実効性があると考えられる場合には、内部監査に代え外部監査を利用しても差し支えない。この場合においては、外部監査人に対して、監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。 なお、他に貸金業の業務に従事する者がいない個人の貸金業者、又は貸金業の業務に従事する者が1名で且つ当該者が常務に従事する唯一の役員として代表者となっている法人形態の貸金業者においては、これらの者が法に規定された主任者（<u>法第24条の25第1項の登録を受けた貸金業務取扱主任者をいう。以下同じ。</u>）であることをかんがみ、内部監査に代わる措置を利用する場合には、以下のような態勢を整備しているか。 （削除）

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<u>以外の目的で利用しないこと（注）を確保するための措置が講じられているか。</u> <u>（注） 途上与信を行うために取得した個人信用情報を勧誘に二次利用した場合や個人信用情報を内部データベースに取り込み当該内部データベースを勧誘に利用した場合であっても、返済能力の調査以外の目的使用に該当することに留意する必要がある。</u> ⑥ 資金需要者等の情報の漏えい等が発生した場合に、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への連絡、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。 （新設） Ⅱ－２－３ 外部委託 （略） Ⅱ－２－４ 本人確認、疑わしい取引の届出 （略） Ⅱ－２－５ 反社会的勢力による被害の防止 （略） Ⅱ－２－６ 苦情対応態勢 （略） Ⅱ－２－７ 不祥事件に対する監督上の対応 （略） （１）（略）	⑤ 資金需要者等の情報の漏えい等が発生した場合に、二次被害等の発生防止の観点から、対象となった資金需要者等への連絡、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる態勢が整備されているか。 ※ <u>指定信用情報機関より提供を受けた信用情報についてはⅡ－２－１３（１）②口．gを参照。</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
（２）監督手法・対応 不祥事件の届出があった場合には、事実関係（当該行為が発生した営業所又は事務所、当該行為者の氏名・職名・職歴（貸金業務取扱主任者である場合にはその旨）、当該行為の概要、発覚年月日、発生期間、発覚の端緒）、発生原因分析、改善・対応策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者の自主的な業務改善状況を把握することとする。 更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－１による）。 Ⅱ－２－８ 貸金業務取扱主任者 主任者に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。 （１）主な着眼点 ① <u>主任者に関し、果たすべき役割、その権限などを規定した社内規則等が整備されているか。例えば、資金需要者等から苦情の申出があった場合、申出内容を確認の上、当該苦情等に関係する使用人その他の従業者を指導するなど、主任者が適切に助言・指導を行うことができる態勢が整備されているか。</u> ② <u>完全施行時には、貸金業務取扱主任者資格試験に合格し登録を受けた主任者を必要な数だけ設置しなければならないことに留意し、完全施行を見据えた必要な態勢整備に努めているか。</u>	（２）監督手法・対応 不祥事件の届出があった場合には、事実関係（当該行為が発生した営業所等、当該行為者の氏名・職名・職歴（貸金業務取扱主任者である場合にはその旨）、当該行為の概要、発覚年月日、発生期間、発覚の端緒）、発生原因分析、改善・対応策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者の自主的な業務改善状況を把握することとする。 更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－１による）。 （１）主な着眼点 ① <u>法令等を踏まえた社内規則等の整備</u> イ. <u>法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、主任者を適正に設置するための社内規則等が整備されているか。</u> ロ. <u>法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、主任者の果たすべき役割、その権限などを規定した社内規則等が整備されているか。</u> ② <u>主任者の役割等に関する実施態勢の構築</u> イ. <u>社内規則等に基づき、主任者の適正な設置及び主任者が適切に助言・指導を行うことができるよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</u> ロ. <u>主任者を、法令及び社内規則等に則って営業所又は事務所ごとに適正に設置するための態勢が整備されているか。</u> （注１）営業所又は事務所ごとに設置する主任者数は、法12条の4第2項の従業者名簿に記載されるべき従業者の数で除した数が50分

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<u>（注１）現行制度の主任者資格は、完全施行日において失効する。</u> <u>（注２）完全施行日までの間は現行の主任者制度が存続する。なお、法第12条の3第11項に基づく貸金業務取扱主任者の登録番号を届出た場合、同条第5項ないし第8項に基づく主任者研修の受講等は免除される。</u> （新設） （２）留意事項 <u>法第12条の3第8項に規定する2週間以内の届出については、施行規則第10条の8第2項に規定する書面を貸金業者が受領した日を起算日とする。</u>	<u>の1以上になることに留意すること。</u> <u>（注２）施行規則第10条の8に規定する「営業所等において貸金業の業務に従事する者」とは、法第12条の4第2項に規定する従業者名簿に記載されるべき従業者数の数と一致することに留意すること。</u> ハ. <u>社内規則等に則り、主任者の役割等を適正に確保するための態勢が整備されているか。</u> <u>例えば、資金需要者等から苦情の申出があった場合、申出内容を確認の上、当該苦情等に関係する使用人その他の従業者を指導するなど、主任者が適切に助言・指導を行うことができる態勢が整備されているか。</u> （削除） （削除） ③ <u>内部管理部門等における実効性確保のための措置</u> <u>主任者の設置や主任者の果たすべき役割、その権限に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、主任者の適正な設置や主任者の果たすべき役割、その権限について実効性が確保されているか。</u> （２）留意事項 ① <u>施行規則第10条の7第1号の「常時勤務する者」とは、営業時間内に営業所又は事務所に常時駐在する必要はないが、単に所属する営業所又は事務所が1つに決まっていることだけでは足りず、社会通念に照らし、常時勤務していると認められるだけの実態を必要とする。</u> ② <u>従業者が従業者名簿の記載対象となるか否かについては、個別具体的な事実関係に即して判断することになるが、勧誘や契約の締結を含む営業、審査、債権の管理・回収及びこれらに付随する事務に従事する者であれば雇用関係・雇用形態を問わず、該当すると考えられる一方、人事、総務、</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
(3) 監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された主任者に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。 更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出や<u>法第 12 条の 3 第 9 項に基づく主任者の解任の勧告</u>を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－１による）。 Ⅱ－２－９ 禁止行為等 （略） Ⅱ－２－１０ 契約に係る説明態勢 （略）	<u>経理、システム管理等その業務遂行の影響が、通常、資金需要者等に及ばない業務に従事する者は、原則として該当しないと考えられる。</u> ③ <u>法第12条の3第3項に定める「予見し難い事由」とは、個別具体的に判断されるが、急な死亡や失踪など限定的に解釈されるべきである。</u> <u>会社の都合や定年による退職など会社として予見できると思われるものは含まれない。</u> ④ <u>法第12条の3第3項に定める「必要な措置」とは、営業所等への主任者の設置又は当該営業所等の廃止などが該当する。</u> (3) 監督手法・対応 検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された主任者に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。 更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－１による）。

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
(1) 主な着眼点 ① 資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明態勢に関し、具体的かつ客観的な基準を定めた社内規則等を整備し、役職員が社内規則等に基づき適正な貸付けの契約（貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。以下同じ。）に係る説明を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。 また、貸付けの契約に係る説明を行った際の状況に係る記録の方法を定めるなど、事後検証が可能となる措置が講じられているか。 （注）「貸付けの契約に係る説明」とは、貸付けの契約の締結の勧誘時、<u>貸付けの契約締結時</u>、取引関係の見直し時等における説明をいう。 ② <u>内部管理部門においては、貸付けの契約に係る説明を行った際の状況に関する記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況等に即した勧誘など、適正な貸付けの契約に係る説明が履行されるための態勢が整備されているか。</u> <u>なお、説明態勢の検証に当たっては、特に以下の点に留意することとする。</u> イ. <u>貸付けの契約の締結の勧誘時</u> a. <u>資金需要者等に対する勧誘状況及び過去の取引状況等について、例えば、顧客カード（勧誘者リスト等、勧誘を行う基となった資料を含む。）を整備し、特に、被勧誘者から貸付けの契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）の表示の有無について、明確に記録されているか。</u> （注1）勧誘者リストの整備においては、Ⅱ－2－2（1）⑤に記載した、個人情報情報の目的外利用に該当しないよう留意すること。 （注2）「勧誘」とは、電話や戸別訪問に限らず、電子メール、	(1) 主な着眼点 ① <u>法令等を踏まえた社内規則等の整備</u> 資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた説明態勢に関し、具体的かつ客観的な基準を定めた社内規則等を整備し、役職員が社内規則等に基づき適正な貸付けの契約（貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。以下同じ。）に係る説明を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。 また、貸付けの契約に係る説明を行った際の状況に係る記録の方法を定めるなど、事後検証が可能となる措置が講じられているか。 （注）「貸付けの契約に係る説明」とは、貸付けの契約の締結の勧誘時、<u>貸付けの契約締結時等</u>、取引関係の見直し時等における説明をいう。 ② <u>法令等を踏まえた契約に係る説明態勢の構築</u> イ. <u>社内規則等に則り、貸付けの契約に係る説明が的確に実施されているか。例えば、以下の点に留意する。</u> a. <u>貸付けの契約の締結の勧誘時</u> (i) <u>資金需要者等に対する勧誘状況及び過去の取引状況等について、例えば、顧客カード（勧誘者リスト等、勧誘を行う基となった資料を含む。）を整備し、特に、被勧誘者から貸付けの契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）の表示の有無について、明確に記録されているか。</u> （注1）勧誘者リストの整備においては、Ⅱ－2－13（1）②ロ. gに記載した、個人情報情報（<u>法第2条第14項に規定する個人情報情報をいう。以下同じ。</u>）の目的外利用に該当しないよう留意すること。 （注2）「勧誘」とは、電話や戸別訪問に限らず、電子メール、

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
ダイレクトメールによるものを含む。 <u>b.</u> 資金需要者等に勧誘を行った際、再勧誘を希望しない旨の意思表示があった場合は、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について資金需要者等に確認し、適切に記録しているか。 なお、資金需要者等から、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について確認ができない場合には、勧誘を行った資金需要者等の属性や貸付商品の特性等に応じて再勧誘を希望しない期間等を個別に判断する必要があるが、一般的には、当該貸金業者が行う一切の勧誘について、少なくとも概ね3ヶ月間、再勧誘を希望しないと推定されるものと考えられる。 <u>ロ.</u> 貸付けの契約の締結時 <u>a.</u> 貸付けの契約を締結するに際して、契約内容を口頭で十分に説明することになっているか。口頭で十分な説明ができない場合は、例えば顧客等（資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者をいう。以下同じ。）からの電話による問合せ窓口の設置や説明内容のホームページへの掲載等の補完的手段が講じられているか。 貸金業者がインターネット等の口頭での説明が困難である手段を通じて貸付けの契約を締結する場合には、顧客等が貸金業者のホームページ上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする方法等で、顧客等が理解した旨を確認することにより、口頭による説明の代替措置が講じられているか。 <u>b.</u> 契約の意思形成のために、資金需要者等の十分な理解を得ることを目的として必要な情報（商品又は取引の内容及びリスク等）を的確に提供することとし、特に以下の点に留意しているか。 ・ 保証人となろうとする者に当該保証契約の内容を十分に理解しうよう説明を尽くす（例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明（注）を行う）とともに、保証人となろうとする者が、十分な時間的余裕を持ってあらかじ	ダイレクトメールによるものを含む。 <u>(ii)</u> 資金需要者等に勧誘を行った際、再勧誘を希望しない旨の意思表示があった場合は、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について資金需要者等に確認し、適切に記録しているか。 なお、資金需要者等から、再勧誘を希望しない期間、商品の範囲について確認ができない場合には、勧誘を行った資金需要者等の属性や貸付商品の特性等に応じて再勧誘を希望しない期間等を個別に判断する必要があるが、一般的には、当該貸金業者が行う一切の勧誘について、少なくとも概ね3ヶ月間、再勧誘を希望しないと推定されるものと考えられる。 <u>b.</u> 貸付けの契約の締結時等 <u>(i)</u> 貸付けの契約を締結しようとする場合は、契約内容を口頭で十分に説明することになっているか。口頭で十分な説明ができない場合は、例えば顧客等（資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者をいう。以下同じ。）からの電話による問合せ窓口の設置や説明内容のホームページへの掲載等の補完的手段が講じられているか。 貸金業者がインターネット等の口頭での説明が困難である手段を通じて貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等が貸金業者のホームページ上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする方法等で、顧客等が理解した旨を確認することにより、口頭による説明の代替措置が講じられているか。 <u>(ii)</u> 契約の意思形成のために、資金需要者等の十分な理解を得ることを目的として必要な情報（商品又は取引の内容及びリスク等）を的確に提供することとし、特に以下の点に留意しているか。 ・ 保証人となろうとする者に当該保証契約の内容を十分に理解しうよう説明を尽くす（例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスクについて、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明（注）を行う）とともに、保証人となろうとする者が、十分な時間的余裕を持ってあらかじ

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
め保証契約の内容及びこれに伴う危険性について十分理解した上で契約を締結することが可能な態勢となっているか。 （注）個別の契約内容に即し、相手方の理解力に応じた説明を行う必要があるが、例えば、以下の点について十分な説明を行う必要がある。 - 保証人は、主たる債務者が債務を履行できない場合には、債務不履行額に遅延損害金を付した額（特約により主たる債務者が一部の債務不履行により残債務の一括返済を行わなければならない場合は当該金額）のうちその保証の範囲内の額を支払わなければならないおそれがあること。 また、経営に実質的に関与していない第三者と保証契約を締結する場合には、契約締結後、法第 19 条の 2 の規定に基づき、主たる債務者の弁済状況について貸金業者が保存する帳簿により確認することができること。 - 経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供すること。 - 保証人は、保証債務を履行できない場合には、強制執行により、財産を差押えられるおそれがあること。 - 連帯保証人は、民法第 452 条に規定する催告の抗弁及び同法 453 条に規定する検索の抗弁が主張できないことや分別の利益がないことなど、通常の保証人とは異なること。 （注）「分別の利益」とは、複数人の保証人が存在する場合、各保証人は債務額を全保証人に均分した部分（負担部分）についてのみ保証すれば足りるという性質をいう。 - 物的担保を徴求する場合、物的担保を提供する者が当該担保契約の内容を十分に理解しうよう説明を尽くす（例えば、物的担保権が行使されうる場合等、物上保証の法的効果とリスク	め保証契約の内容及びこれに伴う危険性について十分理解した上で契約を締結することが可能な態勢となっているか。 （注）個別の契約内容に即し、相手方の理解力に応じた説明を行う必要があるが、例えば、以下の点について十分な説明を行う必要がある。 - 保証人は、主たる債務者が債務を履行できない場合には、債務不履行額に遅延損害金を付した額（特約により主たる債務者が一部の債務不履行により残債務の一括返済を行わなければならない場合は当該金額）のうちその保証の範囲内の額を支払わなければならないおそれがあること。 また、経営に実質的に関与していない第三者と保証契約を締結する場合には、契約締結後、法第 19 条の 2 の規定に基づき、主たる債務者の弁済状況について貸金業者が保存する帳簿により確認することができること。 - 経営に実質的に関与していない第三者と根保証契約を締結する場合には、契約締結後、保証人の要請があれば、定期的又は必要に応じて随時、被保証債務の残高・返済状況について情報を提供すること。 - 保証人は、保証債務を履行できない場合には、強制執行により、財産を差押えられるおそれがあること。 - 連帯保証人は、民法第 452 条に規定する催告の抗弁及び同法 453 条に規定する検索の抗弁が主張できないことや分別の利益がないことなど、通常の保証人とは異なること。 （注）「分別の利益」とは、複数人の保証人が存在する場合、各保証人は債務額を全保証人に均分した部分（負担部分）についてのみ保証すれば足りるという性質をいう。 - 物的担保を徴求する場合、物的担保を提供する者が当該担保契約の内容を十分に理解しうよう説明を尽くす（例えば、物的担保権が行使されうる場合等、物上保証の法的効果とリスク

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
について説明を行い、特に、物的担保契約の形式的な内容にとどまらず、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に物的担保権が行使されうる事態を想定した説明を行う）など、物的担保契約の内容を十分理解した上で契約を締結することとなっているか。 ・ いわゆる「おまとめローン」を目的とする契約を締結する場合は、資金需要者等に対し、法第 43 条第 1 項のみなし弁済の適用に関する説明を行うとともに、必要に応じ、貸金業協会や消費生活センターなど適切な相談窓口を紹介しているか。 ハ. 取引関係の見直し時等 a. 債務者等にとって不利となる契約の見直し（担保追加設定等）を行う場合 これまでの取引関係や、債務者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、債務者等の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。 b. 顧客の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合 これまでの取引関係や、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況に応じ可能な範囲で、謝絶の理由等についても説明する態勢が整備されているか。 例えば、長期的な取引関係を継続してきた顧客に係る手形貸付について更なる更改を謝絶する場合、信義則の観点から顧客の理解と納得が得られるよう、原則として時間的余裕をもって説明することとしているか。 c. 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者等の個人再生手続等の場合 (i) これまでの取引関係や、債務者等の知識、経験及び財産の状況に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。	について説明を行い、特に、物的担保契約の形式的な内容にとどまらず、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に物的担保権が行使されうる事態を想定した説明を行う）など、物的担保契約の内容を十分理解した上で契約を締結することとなっているか。 ・ いわゆる「おまとめローン」を目的とする契約を締結しようとする場合は、資金需要者等に対し、<u>完全施行前の法第 43 条第 1 項のみなし弁済の適用に関する説明を行うとともに、必要に応じ、貸金業協会や消費生活センターなど適切な相談窓口を紹介しているか。</u> c. 取引関係の見直し時等 (i) 法第 17 条第 1 項から第 5 項に規定する「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更する場合その他債務者等にとって不利となる契約の見直しを行う場合 <u>契約の変更箇所について説明を行うとともに、これまでの取引関係や、債務者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、債務者等の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</u> (ii) 顧客の要望を謝絶し貸付契約に至らない場合 これまでの取引関係や、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況に応じ可能な範囲で、謝絶の理由等についても説明する態勢が整備されているか。 例えば、長期的な取引関係を継続してきた顧客に係る手形貸付について更なる更改を謝絶する場合、信義則の観点から顧客の理解と納得が得られるよう、原則として時間的余裕をもって説明することとしているか。 (iii) 延滞債権の回収（担保処分及び個人保証の履行請求によるものを含む。）、企業再生手続（法的整理・私的整理）及び債務者等の個人再生手続等の場合 ・ これまでの取引関係や、債務者等の知識、経験及び財産の状況に応じ、かつ、法令に則り、一連の各種手続を段階的かつ適切に執行する態勢が整備されているか。

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
例えば、主債務者の経営に実質的に関与していない第三者の保証人に保証債務の履行を求める場合は、保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について通知を行う等適切な対応を行う態勢となっているか。 <u>(ii) 手続の各段階で、債務者等から求められれば、その客観的合理的理由を説明することとしているか。</u> (新設)	例えば、主債務者の経営に実質的に関与していない第三者の保証人に保証債務の履行を求める場合は、保証人が主債務者の状況を当然には知り得る立場にないことに留意し、事後の紛争等を未然に防止するため、必要に応じ、一連の各種手続について通知を行う等適切な対応を行う態勢となっているか。 ・ <u>手続の各段階で、債務者等から求められれば、その客観的合理的理由を説明することとしているか。</u> ③ <u>内部管理部門等による実効性確保のための措置</u> <u>貸付けの契約に係る説明に関して、定期的な内部管理部門における当該説明を行った際の状況に関する記録等の確認や担当者からのヒアリングの実施等及び内部監査に加え、必要に応じ、例えば、録音テープの確認や資金需要者等と直接面談等を行うことにより、貸付けの契約に係る説明の実施状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、貸付けの契約に係る説明の実効性が確保されているか。</u>
(新設)	<u>Ⅱ－２－１ 利息、保証料等に係る制限等</u> <u>貸金業者は、利息制限法に規定する金額を超える利息の契約締結や受領、又はその支払を要求してはならない。</u> <u>利息、保証料等に係る制限等に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。</u> <u>(１) 主な着眼点</u> ① <u>法令等を踏まえた社内規則等の整備</u> <u>社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、利息、保証料等に係る制限等を具体的に定めているか。</u> ② <u>法令等を踏まえた利息、保証料等の制限等に係る実施態勢の構築</u> <u>イ. 役職員が社内規則等に基づき、利息、保証料等の制限等に係る取扱いを適切に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</u> <u>ロ. 貸付けに係る契約を締結するとき、以下の点に留意して、契約内容の</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<u>確認等を行う態勢の整備がなされているか。</u> a. <u>法第12条の8第2項に規定する「みなし利息」についても利息に含めて貸付けの契約を締結しているか。</u> b. <u>法第12条の8第2項に規定する「契約の締結及び債務の弁済の費用」、施行令第3条の2の2に規定する「利息と見なされない費用」及び第3条の2の3に規定する「利用料」は、実費相当額（法令上の上限がある場合にはその範囲内）となっているか。</u> c. <u>債務履行担保措置に係る契約を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを貸付けに係る契約の条件とする場合、当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額と利息を合算した金額が、利息制限法に規定する金額を超えないものとなっているか。</u> d. <u>同一の債務者に追加的に貸付けを行うにあたっては、利息制限法の上限利率は、同法第5条に基づき、債務者の自社貸付残高に応じて変化することを踏まえ、利率を決定しているか。</u> e. <u>保証業者と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により、当該保証業者と当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料に係る契約の締結の有無及び当該保証料の額を確認しているか。</u> <u>また、確認に関する記録を作成し、保存しているか。</u> f. <u>施行規則第10条の13に規定する保証料に係る契約を、保証業者との間で締結することを貸付けに係る契約の締結の条件とはしない措置を講じているか。</u> g. <u>保証業者と根保証契約を締結する際に、当該根保証契約が施行規則第10条の14に規定するものであるときは、当該根保証契約の締結をしない措置を講じているか。</u> h. <u>金銭の貸借の媒介を行った貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該貸付けに係る契約の更新（施行規則第10条の15の規定を含む）があったときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払いの要求をしない措置を講じているか。</u> ③ <u>内部管理部門等による実効性確保のための措置</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
Ⅱ－２－１１ 過剰貸付けの禁止 貸金業者は、<u>過剰貸付けを防止するため、貸付けの契約を締結するに当たっては、資金需要者等の収入、保有資産、家族構成、生活実態などの属性を十分に調査する義務があり、調査の結果、返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。</u> <u>貸金業者においては、完全施行日より導入される総量規制を見据えた適切な対応が求められる。</u> <u>貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。</u>	<u>利息、保証料等に係る契約の締結等に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適正な利息、保証料等に係る契約の締結等その実効性が確保されているか。</u> （２）監督手法・対応 <u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の利息・保証料の徴求に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u> <u>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－１による）。</u> <u>なお、法第12条の8第1項、第3項及び第4項の規定により、出資法の上限金利を下回る金利帯であっても、利息制限法の上限金利を上回る利息の契約、受領又は支払の要求をした場合、行政処分の対象となることに留意する。</u> Ⅱ－２－１２ 過剰貸付けの禁止 <u>貸金業者は、過剰貸付けの抑制のために導入された、個人顧客の年収等から算定される当該個人顧客に係る基準額を超える貸付け等を原則禁止する総量規制（本監督指針において「総量規制」という。）を遵守することをはじめ、貸付けの契約を締結するに当たっては、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力を十分に調査する義務があり、調査の結果、その顧客等の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。</u> <u>上記を踏まえ、貸金業者においては、過剰貸付けの防止のための適切な態勢を構築する必要がある。</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
(1) 主な着眼点 ① 貸付審査について、資金需要者等が日常生活に支障なく返済が可能となる範囲内で貸付けが行われるとともに、総量規制が円滑に導入できるよう、以下の態勢が整備されているか。 イ. 資金需要者等の年収額や既往借入額等に基づき、例えば月々の返済額が他社借入返済額と合わせて月収の1／3以下とする等、債務者の返済負担が過剰とならない客観的かつ具体的な貸付基準を整備し、役職員に周知徹底しているか。 ロ. 極度方式基本契約による貸付けを行う貸金業者については、貸付限度額の管理（引き上げ、引き下げ等）に関する具体的な基準を整備しているか。 ハ. 保証人や物的担保を徴求する貸付け（既に売却を予定していることが客観的に明らかな不動産担保貸付けを除く）について、主債務者の事業計画、返済計画及び金利等の貸付けの契約の条件等からみて、保証の履行や担保権実行の蓋然性が高い貸付けの契約を締結しないための貸付審査基準や保証人及び物的担保提供者の適格性審査について、明確な審査基準を整備し、役職員に周知徹底しているか。 ニ. 上記貸付基準等の妥当性について、定期的に検証し、必要に応じ見直しを行うこととしているか。 ② 返済能力調査について、総量規制の円滑な導入を念頭に置きつつ、以下の措置が講じられているか。 イ. 借入申込者の収入、保有資産、家族構成、生活実態などの属性を十分に調査・把握したうえで、調査結果を踏まえた適切な貸付審査が行われているか。また、返済能力の調査結果を記録することとしているか。 ロ. 指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが可能な場合において、顧客と貸付けに係る契約を締結しようとするときは、当該信用情報を使用して、返済能力調査をするよう努めているか。また、指定信用情報機関から提供される顧客の貸付残高にかかる	Ⅱ－２－１ 返済能力調査 顧客等の返済能力調査に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。 (1) 主な着眼点 ① 共通事項 イ. 法令等を踏まえた社内規則等の整備 社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、返済能力調査のための社内体制や方法等を具体的に定めているか。 ロ. 法令等を踏まえた返済能力調査の実施態勢の構築 a. 役職員が社内規則等に基づき、返済能力調査を適切に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。 b. 社内規則等に則り、返済能力調査を適切に実施する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。 i) 顧客の収入又は収益、保有資産、家族構成、生活実態などの属性を十分に調査・把握しているか。 ii) 借入申込書に借入希望額、既往借入額（例えば、他の貸金業者、銀行等からの借入れの額。以下同じ。）、年収額等の項目を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入の意思を確認しているか。 iii) 物的担保を徴求する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみて、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かを確認しているか。 また、担保権が実行され、当該担保物件を失うこととなった場合の物的担保提供者の具体的な認識を確認しているか。 iv) 保証を付した貸付けに係る契約を締結する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみて、保証人からの代位弁済がなくとも返済しうるか否かを調査しているか。 また、保証人となろうとする者について、収入又は収益、保有資産、家族構成、生活実態、既往借入額及びその返済状況等の

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
情報を補完する観点から、顧客に係る信用情報の照会が同機関に対して同日中に繰り返し行われているなど借回りが推察される場合には、より慎重な貸付審査を行うなど、過剰貸付けの防止に努めているか。 ハ. 借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を借入申込者自身に記入させること等により、資金需要者等の借入の意思を確認しているか。 ニ. 自社借入が 50 万円を超える場合（50 万円超を極度額とする極度方式基本契約を締結する場合を含む。）又は他社借入を合わせ残高が 150 万円を超えることを確認した場合には、年収額を証明する書類を徴求するなど資金需要者等の収入額を検証する態勢が整備されているか。 ホ. 極度方式基本契約により貸付けを行う貸金業者については、信用情報機関への照会等により資金需要者等の債務状況を把握できる態勢が整備されているか。 ヘ. 物的担保を徴求する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみて、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かを調査し、その結果を記録することとしているか。 また、担保権が実行され、当該担保物件を失うこととなった場合の物的担保提供者の具体的な認識を確認し、その内容も合わせて記録することとしているか。 ト. 保証付の貸付けの契約を締結する場合には、主債務者の属性、事業計画、当該貸付けの返済計画の条件等にかんがみて、保証人からの代位弁済がなくとも返済しうるか否かを調査し、その結果を記録しているか。 また、保証人になろうとする者について、収入、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況及び既往借入額の返済状況等の調査を行い、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力及び保証人の具体的な認識を確認し、その内容も合わせて記録することとしているか。	調査を行い、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力及び保証人の具体的な認識を確認しているか。 ⅴ) 顧客等の返済能力の調査に関する記録について、法令に則り、また、必要に応じて、顧客等ごとに、適時・適切な作成・保存がなされているか。 ハ. 内部管理部門等による実効性確保のための措置 返済能力調査に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、返済能力調査の実効性が確保されているか。 ② 個人向貸付けの調査に関する事項 個人顧客を相手方として貸付けを行う貸金業者については、上記（１）①に加え、以下の態勢が整備されているか。 イ. 個人である顧客等との間で、貸付けの契約を締結しようとする場合又は極度方式基本契約の極度額を増額しようとする場合には、指定信用情報機関と信用情報提供契約を予め締結のうえ、同機関が保有する信用情報を使用して、顧客等の返済能力調査を行うこととしているか。 ロ. 個人顧客と極度方式基本契約を締結している場合には、法第 13 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく調査（以下「途上与信」という。）を適時・適切に行うこととしているか。 特に、延滞による新たな極度方式貸付けの停止措置などにより、途上与信が課されていなかった場合に、当該貸付けの停止措置を解除しようとする場合には、施行規則第 10 条の 24 第 1 項第 2 号により、途上与信が必要となることに留意する必要がある。 ハ. 法第 13 条第 3 項本文各号のいずれか又は法第 13 条の 3 第 3 項本文に該当することを確認した場合には、当該個人顧客から、施行規則第 10 条の 17 第 1 項に規定される源泉徴収票その他の当該個人顧客の収入又は収益その他の資力を明らかにする書面等の提出又は提供を適時・適切に受けているか。 二. 途上与信に関する記録について、法令に則り、また、必要に応じ

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
チ. <u>指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが可能な場合において、保証人になろうとする者と保証契約を締結しようとするときは、当該信用情報を使用して、返済能力調査をするよう努めているか。</u> リ. <u>内部管理部門において、返済能力調査等が適正に行われたこと、返済能力調査の結果について改ざん等が行われていないこと、借入申込者に対し返済能力の虚偽申告の示唆が行われていないことについて事後検証を行うなど、返済能力調査の実効性が担保されているか。</u> ヌ. <u>総量規制の導入に対応した事務フローを整理した上で、社内規則の整備・周知やシステム対応等の準備を行っているか。</u> <u>（２）監督手法</u> <u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された過剰貸付けに関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u> <u>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－１による）。</u>	<u>て、顧客等ごとに、適時・適切な作成・保存がなされているか。</u> <u>（２）留意事項</u> ① <u>共通事項</u> イ. <u>施行規則第 10 条の 18 第 1 項第 4 号に定める「顧客等の借入れの状況に関する調査結果」については、借入額のほか、借入件数、各貸付に係る契約の内容（除外貸付・例外貸付となる契約であれば、その旨）等、調査の結果判明した「借入れの状況」に関するあらゆる事項を記録する。</u> ロ. <u>施行規則第 10 条の 18 第 2 項第 1 号に定める「当該貸付けに係る契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したとき」には、債権譲渡は含まれないと考えられる。</u> ② <u>個人向貸付けに関する事項</u> <u>施行規則第 10 条の 17 第 1 項各号に規定された各書面については、それぞれ下記の法令を根拠として交付されたものであれば、書面の名称の如何を問うものではない。</u> a. <u>源泉徴収票・・・所得税法第 226 条</u> b. <u>支払調書・・・所得税法第 225 条</u> c. <u>給与の支払明細書・・・所得税法第 231 条</u> d. <u>確定申告書・・・所得税法第 120 条</u> e. <u>青色申告決算書・・・所得税法第 143 条</u> f. <u>収支内訳書・・・所得税法第 120 条第 4 項</u> g. <u>納税通知書・・・地方税法第 1 条第 6 号</u> h. <u>所得証明書・・・国税通則法第 123 条</u> i. <u>年金証書・・・国民年金法第 16 条、国民年金法施行規則第 65 条、厚生年金保健法施行規則第 82 条、等</u> j. <u>年金通知書・・・所得税法第 231 条</u> <u>（３）監督手法</u> <u>検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された返済能力調査に関する課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あ</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<u>るヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u> <u>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－5－1 による）。</u> <u>Ⅱ－2－1 2－2 貸付審査</u> <u>貸付審査に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。</u> <u>（１）主な着眼点</u> <u>① 共通事項</u> <u>イ. 法令等を踏まえた社内規則等の整備</u> <u>社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、貸付審査のための社内体制や客観的かつ具体的な貸付基準を定めているか。</u> <u>ロ. 法令等を踏まえた貸付審査の実施態勢の構築</u> <u>a. 役職員が貸付基準に基づき、貸付審査を的確に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</u> <u>b. 貸付基準に則り、貸付審査を的確に実施する態勢が整備されているか。検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</u> <u>i) 保証人や物的担保（※）を徴求する貸付けにおいて、主債務者自身の返済能力ではなく、保証の履行や担保権実行を主な回収の手段とする貸付けの契約の締結を防止する措置が講じられているか。また、保証人及び物的担保提供者の適格性審査について明確な基準が整備されているか。</u> <u>※ 予めその不動産の売却代金により弁済される予定である</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<u>ことが客観的に明らかな不動産担保貸付けを除く。</u> ii) <u>指定信用情報機関が保有する信用情報を使用する場合において、顧客等に係る信用情報の照会が同機関に対して同日中に繰り返し行われているなど借回りが推察される場合には、より慎重な貸付審査を行うなど、過剰貸付けの防止に努めているか。</u> ハ. <u>内部管理部門等による実効性確保のための措置</u> <u>貸付審査に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、必要に応じて貸付基準の見直しを行うなど、貸付審査の実効性が確保されているか。</u> ② <u>個人向貸付けの貸付審査に関する事項</u> <u>個人顧客を相手方として貸付けを行う貸金業者については、上記（１）①に加え、以下の態勢が整備されているか。</u> イ. <u>個人顧客の基準額及び当該個人顧客に係る個人顧客合算額又は極度方式個人顧客合算額の各算定方法、並びに当該基準額の超過により、個人過剰貸付契約又は基準額超過極度方式基本契約に該当する場合の対応方法等が貸付基準において明確に定められているか。</u> ロ. <u>極度方式貸付に係る貸付けの返済を銀行等口座の引き落としにより受けている場合には、その返済期日において返済（引落）の事実を確認する前に追加貸付けを行うことにより総量規制を上回る貸付けをしない措置を講じているか。</u> ハ. <u>法第 13 条の 2 第 2 項に規定される住宅資金貸付契約等（以下「除外貸付」という。）について、その要件に該当するかどうかを適切に検討・判断しているか。例えば、返済能力調査等により得られた情報その他貸金業者自ら保有する情報を総合的に勘案して、提出を受けた書面（施行規則第 10 条の 21 第 2 項各号に掲げる書面を含む。）の信ぴょう性・妥当性を通常の注意義務をもって確認しているか。</u> ニ. <u>除外貸付に該当する契約を締結した場合における施行規則第 10 条の 21 第 2 項に掲げる書類等について、法令に則り、適切な保存がなされているか。</u> ホ. <u>法第 13 条の 2 第 2 項及び法第 13 条の 3 第 5 項に規定される個人</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<u>顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるもの（以下「例外貸付」という。）について、その要件に該当するかどうかを適切に検討・判断しているか。例えば、返済能力調査等により得られた情報その他貸金業者自ら保有する情報を総合的に勘案して、提出を受けた書面（施行規則第10条の23第2項各号に掲げる書面を含む。）の信ぴょう性・妥当性を通常の注意義務をもって確認しているか。</u> <u>ヘ. 施行規則第10条の23第1項第3号に定める貸付けに係る契約及び施行規則第10条の28第1項第1号に定める極度方式基本契約（以下「配偶者貸付契約」という。）を締結している個人顧客の配偶者を相手方として、貸付けに係る契約を締結する場合又は極度方式基本契約を締結している場合において、施行規則第10条の23第3項に定める要件に該当するかどうか又は施行規則第10条の28第2項及び第3項に定める「配偶者合算基準額超過極度方式基本契約」に該当するかどうかを適切に検討・判断しているか。</u> <u>ト. 例外貸付に該当する契約を締結した場合における施行規則第10条の23第2項に掲げる書類等について、法令に則り、適切な保存がなされているか。</u> <u>（2）留意事項</u> <u>① 法第13条の2第2項に規定する年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額は、施行規則第10条の22第2項に基づき、施行規則第10条の17第1項に規定される源泉徴収票等の書面に記載された事項を用いて算出されるが、法第13条第3項又は法13条の3第3項において、貸金業者が源泉徴収票等の提出又は提供を受ける必要がない場合は、個人顧客が自ら源泉徴収票等の記載事項を基にこれを算出し、申告することとなる。</u> <u>② 施行規則第10条の21第1項第1号における「不動産の改良に必要な資金の貸付けに係る契約」には、当該不動産を担保としない契約も含まれる。</u> <u>③ 施行規則第10条の21第1項第5号における「有価証券の購入」に</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
Ⅱ－２－１２ 個人信用情報の提供 第３段階施行以降、指定信用情報機関と信用情報提供等契約を締結した貸金	は、新株予約権の権利行使による取得も含まれる。 ④ 配偶者貸付契約を行うために配偶者の同意書を取得する場合には、<u>当該同意が真正なものであるか否かについて、慎重に判断する必要がある。</u> ⑤ 施行規則第 10 条の 23 第 2 項第 3 号における「事実上の婚姻関係と同様の事情にあることを証明する書面」とは、住民票（続柄に、「夫（未届）」、「妻（未届）」など未届の配偶者である旨の記載があるもの）を指す。 ⑥ 施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号に基づき、個人顧客から提出を受ける「事業計画」、「収支計画」及び「資金計画」については、協会の自主規制規則等も踏まえ、当該個人顧客の返済能力を合理的・客観的に確認するために必要な事項の記載があれば、必ずしも各計画が形式的に独立していることを要しない。 （３）監督手法 検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督事務を通じて把握された貸付審査に関する課題等については、<u>上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u> <u>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－１による）。</u> Ⅱ－２－１３ 個人信用情報の提供等 指定信用情報機関と信用情報提供等契約を締結した貸金業者については、個

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
業者については、個人信用情報の遅滞ない提供が義務づけられている。 貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意するものとする。 (1) 主な着眼点 ① 指定信用情報機関に加入した際は、加入日前までの貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び施行規則第 30 条の 12 で定めるものを除く。）に係る以下の個人信用情報（貸付けの残高があるものに限る。）を、確実に同機関に提供する態勢が整備されているか。 (新設) a. 氏名（ふりがなを付す。） b. 住所 c. 生年月日 d. 電話番号 e. 勤務先の商号又は名称 f. 運転免許証の番号※（当該個人顧客が運転免許証の交付を受けている場合に限る。） g. 本人確認書類（施行規則第 30 条の 13 第 1 項第 7 号に規定する本人確認書類をいう。）に記載されている本人を特定するに足りる記号番号※（当該本人確認書類の提示を受ける方法により本人確認を行った場合に限る。） h. 契約年月日 i. 貸付けの金額 j. 貸付けの残高 k. 元本又は利息の支払の遅延の有無	人信用情報の遅滞ない提供等が義務づけられている。 貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意するものとする。 (1) 主な着眼点 ① 法令等を踏まえた社内規則等の整備 社内規則等において、法令及び協会の自主規制規則等を踏まえ、個人信用情報が遅滞なく提供されるための社内体制や方法等を具体的に定めているか。 ② 法令等を踏まえた遅滞ない提供等態勢の構築 イ. 役職員が社内規則等に基づき、個人信用情報が遅滞なく提供されるよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。 ロ. 社内規則等に則り、個人信用情報が遅滞なく提供される態勢が整備されているか。検証に当たっては例えば、以下の点に留意する。 a. 指定信用情報機関に加入した際は、加入日前までの貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び施行規則第 30 条の 12 で定めるものを除く。）に係る個人信用情報（貸付けの残高があるものに限る。）を、確実に同機関に提供する態勢が整備されているか。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
※ <u>第3段階施行日前の貸付け及び第3段階施行日前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付に係る f. g. の情報の提供については努力義務とされている（施行規則附則第6条第1項、第2項）。一方、第3段階施行日以降に締結した契約（第3段階施行日前に締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けに係る契約を除く。）に係る f. g. の情報については提供義務が生じる。したがって、指定信用情報機関加入前であっても、第3段階施行日以降、当該情報を取得できる態勢を整備しておく必要がある。</u> ② <u>指定信用情報機関加入日以降、貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び施行規則第30条の12で定めるものを除く。）を締結したときは、上記の個人信用情報を遅滞なく同機関に提供し、また、当該情報に変更があったときも、遅滞なく変更内容を同機関に提供できる態勢が整備されているか。</u> （新設） ③ <u>指定信用情報機関加入後に新たに貸付けに係る契約を締結するにあたって、資金需要者等から法第41条の36第1項、第2項に定める同意を確実に取得し、当該同意に関する記録を作成・保存する態勢が整備されているか。</u> ④ <u>加入した指定信用情報機関の商号又は名称を、例えば、自社の店頭でのポスター掲示や自社のホームページへの掲載など常時閲覧可能な状態で公表しているか（法第41条の37）。</u> ⑤ <u>除外貸付及び例外貸付に係る情報（配偶者貸付契約を締結している場合には、完全施行時の施行規則第30条の13第1項第8号に定めるものを含む。）については、完全施行日においては全て提供されていなければならないことを踏まえ、所要の態勢整備を進めているか。</u> <u>（注1）「除外貸付」とは、完全施行時の施行規則第10条の21第1項各号で定める個人過剰貸付から除かれる契約をいう。</u>	（削除） b. <u>貸付けに係る契約（極度方式基本契約及び施行規則第30条の12で定めるものを除く。）を締結したときは、個人信用情報を遅滞なく指定信用情報機関に提供する態勢が整備されているか。</u> c. <u>上記 a、b において指定信用情報機関に提供した個人信用情報に変更があったときも、遅滞なく変更内容を同機関に提供できる態勢が整備されているか。</u> d. <u>新たに貸付けに係る契約を締結するにあたって、資金需要者等から法第41条の36第1項、第2項に定める同意を確実に取得し、当該同意に関する記録を作成・保存する態勢が整備されているか。また、新たに配偶者貸付契約を締結するにあたっては、施行規則第30条の15第1項、第2項に定める同意を確実に取得し、当該同意に関する記録を作成・保存する態勢が整備されているか。</u> e. <u>加入した指定信用情報機関の商号又は名称を、例えば、自社の店頭でのポスター掲示や自社のホームページへの掲載など常時閲覧可能な状態で公表しているか（法第41条の37）。</u> f. <u>除外貸付及び例外貸付に係る情報（配偶者貸付契約を締結している場合には、施行規則第30条の13第1項第8号に定めるものを含む。）が指定信用情報機関に全て提供されていなければならないことを踏まえ、所要の態勢が整備されているか。</u> （削除）

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<u>(注2)「例外貸付」とは、完全施行時の施行規則第10条の23第1項各号に定める個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約をいう。</u> <u>(注3)「配偶者貸付契約」とは、完全施行時の施行規則第10条の23第1項第6号に掲げる契約をいう。</u> <u>(注4)所要の態勢整備の内容として、例えば以下が考えられる。</u> <u>イ. 既往の貸付契約について、一般貸付・除外貸付・例外貸付を区別し、完全施行日において除外・例外貸付に係る情報を指定信用情報機関に提供するための態勢整備。</u> <u>ロ. 除外・例外貸付の要件を満たすことを明らかにする書面(完全施行時の施行規則第10条の21第2項、第10条の23第2項に規定する書面)を入手・保存するための態勢整備。</u> ⑥ 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供をした場合には、法第41条の38の規定に抵触することに留意し、役職員に対し、適切かつ十分な監督を行うための態勢が整備されているか。 (新設) (新設) (2) 留意事項 ① (略) イ～ロ (略) ハ. <u>所要のシステム対応に過大な負担が見込まれる等の理由により締切</u>	(削除) (削除) <u>(注)所要の態勢の内容として、例えば以下が考えられる。</u> <u>i) 既往の貸付契約について、一般貸付・除外貸付・例外貸付を区別し、除外・例外貸付に係る情報を指定信用情報機関に提供するための態勢。</u> <u>ii) 除外・例外貸付の要件を満たすことを明らかにする書面(施行規則第10条の21第2項、第10条の23第2項に規定する書面)を入手・保存するための態勢。</u> <u>g. 指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供をした場合には、法第41条の38の規定に抵触することに留意し、役職員に対し、適切かつ十分な監督を行うための態勢が整備されているか。</u> <u>(注)例えば、途上与信を行うために取得した個人信用情報を勧誘に二次利用した場合や個人信用情報を内部データベースに取り込み当該内部データベースを勧誘に利用した場合等(債権の保全を目的とした利用を含む)であっても、返済能力の調査以外の目的による使用に該当することに留意する必要がある。</u> ③ <u>内部管理部門等による実効性確保のための措置</u> <u>個人信用情報の提供等に関して、内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、その実施状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、必要に応じて実施方法等の見直しを行うなど、個人信用情報の提供等の実効性が確保されているか。</u> (削除)

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<u>り時刻までの提供が困難である場合には、完全施行日前までの間、前日の特定時刻（21 時以降 24 時前で当該貸金業者の定める一定の時刻。以下同じ。）から当日の特定時刻までに取得した個人情報情報を翌日の締切り時刻までに提供することも認められることとする。なお、当該特定時刻を定めるにあたっては、可能な限り 24 時に近づけるものとする。</u> Ⅱ－２－１３ 広告規制 （略） Ⅱ－２－１４ 書面の交付義務 書面交付義務に関する貸金業者の監督に当たっては、以下の点に留意する必要がある。 （１）主な着眼点 ① 資金需要者等に対する書面交付に関して規定した社内規則等を定め、役員が社内規則等に基づき適切な取扱いを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。 （新設） ② 内部管理部門において、社内規則等に基づき、適正な書面の交付が行われているか検証を行う態勢が整備されているか。 （新設）	Ⅱ－２－１４ 広告規制 Ⅱ－２－１５ 書面の交付義務 <u>（注）完全施行後の「資金需要者等に対する書面交付」には、次の書面交付が追加されることに留意する。</u> ・ <u>法第16条の2に規定する契約締結前の書面を貸付けに係る契約の締結までに保証人に加え契約の相手方になろうとする者にも交付すること。</u> ・ <u>取引関係を見直すことにより、法第17条第1項から第5項に規定する「重要なものとして内閣府令で定めるもの」を変更した際は、法第17条に規定する書面を契約の相手方および保証人がいる場合には当該保証人に交付すること。</u> ② 内部管理部門等において、社内規則等に基づき、適正な書面の交付が行われているか検証を行う態勢が整備されているか。 <u>（２）留意事項</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<u>（２）監督手法</u> Ⅱ－２－<u>１５</u> 帳簿の備付け等 （略） Ⅱ－２－<u>１６</u> 帳簿の閲覧、謄写 （略） Ⅱ－２－<u>１７</u> 取立行為規制 （２）留意事項 ①～⑦ （略） （新設） Ⅱ－２－<u>１８</u> 債権譲渡等 （略） （新設）	① <u>法第16条の2の契約締結前の書面として、申込書一体型のパンフレットを契約締結前の書面とすることを排除するものではないが、記載事項が法令の要件（貸付けの金額、貸付けの利率、極度額等）を満たす必要があることに留意する。</u> ② <u>契約締結前の書面交付後、契約締結前に法令で定められた記載事項の内容に変更が生じた場合には、再度、借り手に対し契約締結前の書面を交付する必要がある。</u> <u>（３）監督手法</u> Ⅱ－２－<u>１６</u> 帳簿の備付け等 Ⅱ－２－<u>１７</u> 帳簿の閲覧、謄写 Ⅱ－２－<u>１８</u> 取立行為規制 ⑧ <u>貸金業者以外の者が貸付けた債権について、貸金業者が、保証契約に基づく保証履行により求償権を取得し、求償権に基づく取立てを行う場合には、法第21条が適用されることに留意する。</u> Ⅱ－２－<u>１９</u> 債権譲渡等 Ⅱ－２－<u>２０</u> <u>非営利特例対象法人である貸金業者の監督について</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<u>施行規則第5条の3の2第2項に定める非営利特例対象法人（以下「非営利特例対象法人」という。）が貸金業の登録を受ける場合には、施行令第3条の2で規定する最低純資産額及び施行規則第5条の4第1項第2号及び第3号で規定する登録拒否の審査基準について、一定の特例措置が認められている。</u> <u>また、施行規則第1条の2の3第2項に規定する特定非営利金融法人（以下「特定非営利金融法人」という。）が行う同条第3項に規定する特定貸付契約（以下「特定貸付契約」という。）については、法第13条第2項で規定する返済能力調査にあたっての指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務等について、一定の特例措置が認められている。</u> <u>このように非営利特例対象法人である貸金業者には、一定の特例措置が認められていることを踏まえ、非営利特例対象法人である貸金業者の監督にあたっては、本監督指針の他の規定に加え、例えば、以下の点に留意する必要がある。</u> <u>（１）主な着眼点</u> ① <u>法令等を踏まえた社内規則等の整備</u> <u>社内規則等において、法令に則り、協会の自主規制規則等も参考にしつつ、特例措置適用の前提となる各種要件を満たすための社内体制や方法を具体的に定めているか。</u> ② <u>社内規則等を踏まえた実施態勢の構築</u> <u>イ. 共通事項</u> <u>a. 役職員が社内規則等に基づき、特例措置の適用を受けるための各種要件を満たした適切な業務運営を行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</u> <u>b. 非営利特例対象法人である貸金業者が特例措置を受けた場合のすべての貸付けに関し、年7.5%を超える割合による利息（みなし利息（法第12条の8第2項に規定するみなし利息をいう。）を含む。）の契約をし、又はその貸付けに関し当該割合を超える割合による利息を受領し、若しくはその支払を要求しない態勢が整備されているか。</u> <u>c. 施行規則第5条の3の2第1項第2号の要件を満たす必要がある場合には、そのために、同号に定める特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者（施行規則第1条の2の3第6項に規定する「生</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<u>活困窮者」をいう。以下同じ。）を支援するための貸付けと他の貸付けを区分して管理する態勢が整備されているか。</u> <u>ロ. 登録拒否の審査基準に係る特例措置の適用に関する事項</u> <u>施行規則第5条の4の2の規定により施行規則第5条の4第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、貸金業の登録を受けた者にあつては、上記②イ. に加え、例えば契約に基づき、貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者から、適時に貸金業の業務に関する必要な助言又は指導を受けることができる態勢が整備されているか。</u> <u>ハ. 特定非営利金融法人のうち特定非営利活動貸付け（施行規則第1条の2の3第4項に掲げる「特定非営利活動貸付け」をいう。以下同じ。）を行う者に対する特例措置の適用に関する事項</u> <u>上記②イ. に加え、以下の態勢が整備されているか。</u> <u>a. 社内規則等において、自ら行う特定非営利活動貸付けが、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項別表に規定する特定非営利活動のうちいずれかの類型に該当するのかを具体的に規定しているか。また、施行規則第1条の2の3第4項第1号及び第2号に基づき、財務の状況、債務の総額等を把握する方法、同項第3号に基づき、返済期間を通じて債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた契約の相手方に対する助言又は指導の内容を具体的に定めているか。</u> <u>b. 役職員が社内規則に基づき、適切に特定非営利活動貸付けを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</u> <u>c. 特定非営利活動貸付けに該当する契約を締結した場合における施行規則第1条の2の3第4項第5号に掲げる書面等について、法令に則り、適切な保存がなされているか。</u> <u>ニ. 特定非営利金融法人のうち生活困窮者支援貸付け（施行規則第1条の2の3第5項に掲げる「生活困窮者支援貸付け」をいう。以下同じ。）を行う者に対する特例措置の適用に関する事項</u> <u>上記②イ. に加え、以下の態勢が整備されているか。</u> <u>a. 社内規則等において、生活困窮者（施行規則第1条の2の3第6項に規定する「生活困窮者」をいう。以下同じ。）に対し、同条第5項</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<u>第1号に基づき、アセスメントを行い、生活再建のための計画（以下「生活再建計画」という。）を策定する方法、同項第3号に基づき、返済期間を通じて生活再建計画の進捗状況、債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた助言又は指導の内容等を具体的に定めているか。</u> <u>b. 役職員が社内規則に基づき、適切に生活困窮者支援貸付けを行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。</u> <u>c. 生活困窮者支援貸付けに係る契約を締結するまでに、当該貸付けに係る契約者の相手方となろうとする者（以下「相談者」という。）の生活状況、借入先、借入額等を確認し、生活困窮者に陥った事情を丁寧に聴取した上で、債務の整理として考えられる解決方法の選択肢（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等）を検討・助言し、必要に応じ専門機関（弁護士等）を紹介する等、当該相談者が既に負担している債務の可能な限りの整理に努めているか。</u> <u>d. アセスメントに際しては、客観的な生活状況を確認し、家計簿診断を行う等返済計画のシミュレーションを行っているか。</u> <u>e. 生活再建計画の策定にあたっては、現在の生活状況についての課題を明確にし、今後の生活再建に向けた改善策を具体的に記載しているか。また、その際、施行規則第1条の2の3第5項第1号の「借入れ及び返済に関する相談について専門的な知識及び経験を有する者」として次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、借入れ及び返済に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者又は、これらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者を資金需要者と面談させているか。</u> <u>i) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格</u> <u>ii) 財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格</u> <u>iii) 財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格</u> <u>f. 相談者に対して貸付けを行おうとする場合には、法第16条の2の契約締結前書面を交付し、対面の上で契約の相手方が十分に貸付け条件等を理解できるように、書面に記載された事項を明瞭かつ正確に説</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<u>明しているか。また、その際、できる限り相談者の家族等の親族も同席させているか。</u> <u>g. 返済期間を通じて生活再建計画の進捗状況並びに契約の相手方及び保証人が負担する債務の総額の定期的な把握及び必要に応じた助言又は指導が行われているか。また、返済が滞ったことのみをもって過度の取立てを行うのではなく、その原因を分析の上、対応しているか。</u> <u>h. 生活困窮者向け貸付けに該当する契約を締結した場合における施行規則第1条の2の3第5項第5号に掲げる書面等について、法令に則り、適切な保存がなされているか。</u> ③ <u>内部管理部門等における実効性確保のための措置</u> <u>内部管理部門における定期的な点検や内部監査を通じ、特例措置適用の前提である各種要件の充足状況について把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適切な業務運営が確保されているか。</u> <u>（2）留意事項</u> ① <u>施行規則第5条の4の2の規定により施行規則第5条の4第1項各号に掲げるすべての基準に適合するとみなされ、貸金業の登録を受けた者から法第4条第1項に基づき法第3条第2項の登録の更新の申請が行われた場合、常務に従事する役員のうちに現に受けている登録を受けたときから継続して貸付けの業務に従事した者がある場合には、施行規則第5条の4第1項第2号に掲げる基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。</u> ② <u>上記(1)②ニe.の「これらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者」について、たとえば、公益法人又は営利を目的としない法人において、資金需要者等に対して、借入及び返済に関する相談に応ずる業務に1年以上従事した経験を有する者などは、これに該当するものとして取り扱って差し支えない。</u> <u>（3）監督手法・対応</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 一般的な事務処理等 Ⅲ－１－１ 一般的な監督事務 （１）貸金業者に対するヒアリング <u>財務局は、検査の指摘事項に対する改善報告などの各種報告や貸金業者に対する苦情等の状況等から、資金需要者等の利益の保護や貸金業者の業務の健全かつ適切な運営の確保のため必要と認められる場合は、貸金業者に対して、法令等遵守状況等に関する深度あるヒアリングを行うものとする。また、必要に応じ、財務局幹部による経営陣に対するトップヒアリングを実施するものとする。</u> <u>なお、ヒアリング及び問題の検証に当たっては、当該問題がどのような背景や土壌から発生し、どのようなリスクを孕んでいるかなど、問題の本質を探究するとともに、貸金業者の自覚と自主的な改善につながるよう有意義な監督事務の履行に十分配慮するものとする。</u> （２）オフサイト・モニタリング <u>財務局は、必要に応じ、監督局金融会社室と連携をとりながら、以下の事</u>	<u>Ⅲ－１－１（１）④等のオフサイトモニタリング、検査の指摘事項に対するフォローアップや、苦情等に係る報告徴収等の日常の監督業務を通じて把握された課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 24 条の 6 の 10 に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u> <u>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 3 の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第 24 条の 6 の 4 に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－１による）。</u> Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 一般的な事務処理等 Ⅲ－１－１ 一般的な監督事務 （１）オフサイト・モニタリング <u>財務局は、資金需要者等の利益の保護や貸金業者の業務の健全かつ適切な運営の確保のため、以下に示すヒアリング等を通じ、オフサイト・モニタリングを実施し、貸金業者の業務の実態把握に努めるものとする。</u> <u>なお、オフサイト・モニタリングの具体的な実施に当たっては、監督局金融会社室から事務年度当初に監督に係る重点事項等を財務局に示すこととし、これを踏まえ、行うものとする。</u> ① 経営実態に関するヒアリング <u>事業報告書、業務報告書からの情報に加え、必要に応じ、詳細な報告を求めた上で、貸付けの動向、資金調達の状況、純資産の状況等について、深度あるヒアリングを行う。</u> ② 法令等遵守等に関するヒアリング <u>財務局は、検査の指摘事項に対する改善報告などの各種報告や貸金業者</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
項等について、提出された資料等の検証などにより、実態の把握に努めるものとする。 ①経営管理（ガバナンス）の基本方針等。 ②内部管理の状況。 ③法令等遵守の状況。 ④業務運営の状況。 ⑤内部監査の状況。	に対する苦情等の状況等から、貸金業者に対して、法令等遵守状況に関する深度あるヒアリングを行うものとする。また、必要に応じ、経営管理態勢、内部管理態勢、内部監査態勢のヒアリングを行うものとする。 ③ トップヒアリング 必要に応じ、財務局幹部が直接、経営陣に対し、経営管理態勢、内部管理態勢、内部監査態勢等に関するトップヒアリングを実施するものとする。 ④ 非営利特例対象法人である貸金業者へのヒアリング 非営利特例対象法人である貸金業者については、これらの者が登録又は貸付けにあたり特例措置の適用を受けている場合があることに鑑み、貸付けの実態等について、定期的にヒアリングを実施するものとする。 ⑤ 随時のヒアリング 貸金業者の業況の変化や貸金業者に対する利用者の姿勢の変化をはじめ、貸金業者の業務の適正な運営に影響を及ぼしかねない事象が生じるなど、監督上の必要が認められる場合には、随時ヒアリングを実施することとする。 オフサイト・モニタリングに当たっての留意点 オフサイト・モニタリングの実施により、貸金業者が抱える経営実態や法令等遵守態勢等の問題点を早期に把握し、当該問題点を踏まえ、貸金業者の自主的な改善を促すことも含め行政上必要な対応の検討につながるよう十分配慮するものとする。また、問題点がどのような背景や土壌から発生し、どのようなリスクを有しているかなど、問題の本質を探究することにも留意するものとする。 なお、財務局は、貸金業者の規模・特性、地域に与える影響等も踏まえ、その効率的・効果的な実施に努めるものとする。
（３）苦情対応等 （略） ② 苦情対応等 イ～ニ （略） ホ. 協会から提供された無登録営業等に係る情報については、情報の内	（２） ホ. 都道府県・協会等から提供された無登録営業等に係る情報につい

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
容に応じ、<u>協会</u>と密接な連携の下、適切な対応を行うものとする。 ③ 無登録業者への対応 イ～ロ （略） （新設） Ⅲ－１－２ 貸金業協会の協会員でない貸金業者に対する監督 （略） Ⅲ－１－３ 業務提携を行う貸金業者等に対する効果的な監督のための当局間の連携 （略） Ⅲ－１－４ 監督部局間の連携 （１）（略） （２）管轄財務局長との連絡調整 ① 財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、他の財務局長が管轄する区域に貸金業者の営業所又は事務所が所在す	ては、情報の内容に応じ、<u>都道府県・協会等</u>と密接な連携の下、適切な対応を行うものとする。 <u>ハ. 上記イ. ロ. の場合において、預金口座の不正利用に関する情報（具体的には、当該口座に返済資金の振込みを行うよう、指示がなされたとの情報等）が含まれ、情報入手先からの同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている銀行等の監督部局及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとする。</u> <u>なお、当該情報に関しては、原則として、顕名情報とし、根拠となる請求書等とともに、文書、ファックス又は電子メールにて受け付けるものとする。</u> <u>（注）都道府県から提供を受けた場合についても、従前同様、上記の対応をしていくものとする。</u> ① 財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、他の財務局長が管轄する区域に貸金業者の営業所等が所在する場合、法第 24 条の 6 の 2 に規定する届出書（施行規則第 26 条の 25 第 1 項第

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
る場合、法第 24 条の 6 の 2 に規定する届出書（施行規則第 26 条の 25 第 1 項第 5 号及び 6 号を除く。）の写しを当該営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。 Ⅲ－１－５ 検査部局との連携 （略） Ⅲ－１－６ 貸金業協会との連携等 （略） Ⅲ－１－７ 内部委任 （略） Ⅲ－２ 法令解釈等外部からの照会への対応 Ⅲ－２－１ 法令照会 （略） Ⅲ－２－２ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） （略） Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続 Ⅲ－３－１ 登録の申請、届出書等の受理 貸金業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 （１）登録申請書、届出書の受理	5 号及び 6 号を除く。）の写しを当該営業所等の所在地を管轄する財務局長に送付するものとする。 （１）登録申請書、届出書の受理

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
① 登録申請書並びに変更の届出書及び廃業等の届出書等の提出は、原則として、財務局に対して直接提出する。ただし、法第 41 条の 8 の規定に基づき、協会員について、協会が当該申請書、届出書等の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては、主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地をその区域に含む協会支部（以下「協会支部」という。）を通じて提出する。 また、施行規則第 32 条第 1 項に規定する「登録、指定、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達」した日とは、財務局長が当該申請書を受理した日とする。なお、協会を経由せずに、直接、財務局に登録申請書等の提出があった場合は、正式に受理をする前に書式、記載事項及び添付書類等を慎重に点検し、明らかに不備がある場合は補正を求めるものとする。 ②～⑤ （略） （2）登録の申請の審査 ①～② （略） （新設） ③ 申請者が個人である場合、法第 6 条第 1 項第 14 号の財産的基礎の審査に当たっては、前年度の課税・所得証明等を確認することにより、一時的に資金等を取得することで登録を受けようとする者を排除するよう努めるものとする。 ④ ⑤ イ～ニ （略） （新設）	① 登録申請書並びに変更の届出書及び廃業等の届出書等の提出は、原則として、財務局に対して直接提出する。ただし、法第 41 条の 8 の規定に基づき、協会員について、協会が当該申請書、届出書等の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては、主たる営業所等の所在地をその区域に含む協会支部（以下「協会支部」という。）を通じて提出する。 また、施行規則第 32 条第 1 項に規定する「登録、指定、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達」した日とは、財務局長が当該申請書を受理した日とする。なお、協会を経由せずに、直接、財務局に登録申請書等の提出があった場合は、正式に受理をする前に書式、記載事項及び添付書類等を慎重に点検し、明らかに不備がある場合は補正を求めるものとする。 ③ 申請者が法人である場合、法第 6 条第 1 項第 14 号の財産的要件の審査に当たっては、<u>施行規則第 4 条第 3 項第 9 号若しくはⅢ－3－1（1）④に規定する書類又は必要に応じて申請者に対するヒアリングにより、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成された貸借対照表に基づく純資産額であるかを確認するものとする。</u> ④ 申請者が個人である場合、法第 6 条第 1 項第 14 号の財産的要件の審査に当たっては、前年度の課税・所得証明等を確認することにより、一時的に資金等を取得することで登録を受けようとする者を排除するよう努めるものとする。 ⑤ ⑥ ホ. <u>施行規則第 5 条の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づき、「常務に従事する役員のうち貸付けの業務に 3 年以上従事した経験を有する者であること」を審査するに当たっては、必要に応じて、3 年以上従事した経験がある</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
⑥ ⑦ (3) 登録の申請の処理 ① イ～ロ （略） ハ、登録番号の（ ）書きには、登録の回数を記入すること。ただし、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 33 号、以下「出資法」という。）附則第 9 項に規定する日賦貸金業者における登録番号については、（ ）内に「N」の文字及びその次に登録回数を記入すること。また、<u>法第 6 条第 1 項第 14 号に規定する「資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者」のうち施行規則第 5 条の 3 第 2 号に規定する者における登録番号については、（ ）内に「T」の文字及びその次に登録回数を記入すること。</u> (4) 変更届出の処理等 ①～② （略） ③ <u>日賦貸金業者は、出資法附則第 10 項において同法附則第 9 項に規定する業務の方法以外の方法により貸金業を営んではならないとされていることなどから、日賦貸金業者以外の貸金業者から日賦貸金業者へ変更が行われる場合等においては、次に掲げる事項に留意するものとする。</u> イ、<u>日賦貸金業者以外の貸金業者から日賦貸金業者へ変更する場合</u> <u>法第 8 条の規定に基づく登録変更の届出により、日賦貸金業者への変更は可能であるが、変更前に貸し付けた出資法附則第 9 項に規定す</u>	<u>ことを客観的に明らかにできる資料等の提出を受け、検証するものとする。</u> ⑦ ⑧ ハ、登録番号の（ ）書きには、登録の回数を記入すること。ただし、<u>完全施行前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 33 号、以下「出資法」という。）附則第 9 項に規定する日賦貸金業者における登録番号については、（ ）内に「N」の文字及びその次に登録回数を記入すること。また、施行規則第 26 条の 29 の 2 の規定に基づき、別紙様式第 8 号の 2 又は第 8 号の 3 により事業報告書を提出しなければならない非営利特例対象法人である貸金業者の登録番号については、（ ）内に「T」の文字及びその次に登録回数を記入すること（なお、登録番号の（ ）書きに「T」の文字の記入のある非営利特例対象法人である貸金業者から、施行規則第 26 条の 25 の 2 に掲げる場合のいずれかに該当することとなったとして、法第 24 条の 6 の 2 により届出がなされた場合であって、かつ当該非営利特例対象法人である貸金業者が施行規則第 26 条の 29 の 2 の規定の適用を受けないこととなった場合には、当該「T」の文字を削除すること）。</u> ③ <u>法第 8 条の規定に基づく登録変更の届出により、完全施行前の出資法（以下、「旧出資法」とする。）に規定する日賦貸金業者から日賦貸金業者以外の貸金業者への変更は可能であるが、この場合、完全施行後に貸付けを行う場合には、当該貸付けに係る金利は法第 12 条の 8 が適用される。また、完全施行前にした利息の契約によって旧出資法の上限金利の特例による金利に基づき利息の受領又は要求することは、出資法違反（高金利）となることに留意するものとする。</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
<u>る業務の方法（以下「日賦の方法」という。）以外の方法に係る貸付債権を変更後に当該貸金業者が回収することも、日賦の方法以外の方法により貸金業を行っているものとして、出資法違反となること。</u> <u>ロ．日賦貸金業者から日賦貸金業者以外の貸金業者へ変更する場合</u> <u>法第 8 条の規定に基づく登録変更の届出により、日賦貸金業者以外の貸金業者への変更は可能であるが、変更前に日賦貸金業者として貸金業者の本則金利を超えて貸し付けていた債権について、変更後においても引き続き当該本則金利を超えた割合による利息を受け取った場合には、出資法違反（高金利）となること。</u> Ⅲ－３－２ 登録等に関する意見聴取 法第 44 条の 3 の規定に基づく、登録等に関する意見聴取については、以下のとおり取扱うものとする。なお、同条の規定に基づく登録等に関する意見聴取のうち都道府県に係るものについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づき、各都道府県知事に対して、その事務の運営について、同趣旨の助言、勧告を行っているので参考とされたい。 Ⅲ－３－２－１ 登録に関する意見聴取 法第 5 条第 1 項の規定による登録（更新を含む。）について、法第 44 条の 3 第 1 項の警察庁長官の意見を聴取するときは、次により取扱うものとする。 Ⅲ－３－２－２ 変更登録に関する意見聴取 法第 8 条第 2 項の変更登録について、法第 44 条の 3 第 1 項の警察庁長官の意見を聴取するときは、<u>次により取り扱うものとする。</u> <u>（１）警察庁長官への意見聴取は、Ⅲ－３－２－１の例により行うものとする。</u> <u>（２）なお、既に主任者に選任されている者がその営業所等以外の営業所等の主任者に選任されたことに伴い、法第 8 条第 2 項の登録をしようとする場合においては、当該主任者について既に法第 44 条の 3 第 1 項の規定による意見聴取が行われていることが確認される場合には、同項の規定による意見聴取を行わないことができる。</u>	Ⅲ－３－２ 登録等に関する意見聴取 法第 44 条の 2 の規定に基づく、登録等に関する意見聴取については、以下のとおり取扱うものとする。なお、同条の規定に基づく登録等に関する意見聴取のうち都道府県に係るものについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づき、各都道府県知事に対して、その事務の運営について、同趣旨の助言、勧告を行っているので参考とされたい。 Ⅲ－３－２－１ 登録に関する意見聴取 法第 5 条第 1 項の規定による登録（更新を含む。）について、法第 44 条の 2 第 1 項の警察庁長官の意見を聴取するときは、次により取扱うものとする。 Ⅲ－３－２－２ 変更登録に関する意見聴取 法第 8 条第 2 項の変更登録について、法第 44 条の 2 第 1 項の警察庁長官の意見を聴取するときは、<u>Ⅲ－３－２－１の例により行うものとする。</u> （削除） （削除）

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
Ⅲ－３－２－３ 処分又は登録の取消しに関する意見聴取 法第 24 条の 6 の 4 の規定による命令又は同条第 1 項若しくは第 24 条の 6 の 5 第 1 項の規定による登録の取消しについて、法第 44 条の<u>3</u>第 3 項の警察庁長官の意見を聴取するときは、次により取扱うものとする。 （１）法第 44 条の 3 第 3 項の意見聴取は、貸金業者（法人の役員を含む。）又は貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者のうちに同条第 1 項の意見陳述事由（以下単に「意見陳述事由」という。）又は同条第 3 項の意見陳述事実（以下単に「意見陳述事実」という。）に係る者（以下「照会対象者」という。）がいるおそれがある場合に行うものとする。 Ⅲ－３－２－４ 警察庁長官等からの意見 （１）法第 44 条の<u>4</u>の警察庁長官からの意見は、監督局金融会社室を経由して、別紙様式 21 又は 22 により行われる。 Ⅲ－３－３ 登録不更新等の取扱い （１）（略） （２）（略） ① 法第 44 条に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において、なお貸金業者とみなされ、法令が適用されること。 （新設）	Ⅲ－３－２－３ 処分又は登録の取消しに関する意見聴取 法第24条の6の4の規定による命令又は同条第 1 項若しくは第24条の6の5第 1 項の規定による登録の取消しについて、法第44条の<u>2</u>第3項の警察庁長官の意見を聴取するときは、次により取扱うものとする。 （１）法第44条の2第3項の意見聴取は、貸金業者（法人の役員を含む。）又は貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者のうちに同条第1項の意見陳述事由（以下単に「意見陳述事由」という。）又は同条第3項の意見陳述事実（以下単に「意見陳述事実」という。）に係る者（以下「照会対象者」という。）がいるおそれがある場合に行うものとする。 Ⅲ－３－２－４ 警察庁長官等からの意見 （１）法第 44 条の<u>3</u>の警察庁長官からの意見は、監督局金融会社室を経由して、別紙様式 21 又は 22 により行われる。 ① 法第43条に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において、なお貸金業者とみなされ、法令が適用されること。 Ⅲ－３－４ 財産的要件を満たさない場合の対応 <u>登録期間中に純資産額が最低純資産額を下回った貸金業者については、法第24条の6の4第1項第1号の規定により登録取消処分の対象となることを踏まえて、以下の対応を行なうこととする。</u> ① <u>貸金業者から法第 24 条の 6 の 9 の規定に基づき、事業報告書の提出があったときは、施行規則第 26 条の 29 第 3 項に基づく参考資料により純資</u>

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
	<u>産額を確認し、財産的要件を満たしていない貸金業者については、以下の内容について、法第 24 条の 6 の 10 に基づく報告を求めるものとする。</u> <u>イ. 純資産額（最終事業年度の末日後に、増減資や贈与等があればその額を反映した額）</u> <u>ロ. 上記純資産額の算出根拠</u> <u>ハ. 財産的要件を満たしていない場合は、「純資産額を回復させる計画」</u> <u>※一般に公正妥当と認められる会計の慣行に照らし、上記イの純資産額の妥当性に関して疑義が認められる場合は、貸金業者の見解及び算出根拠等について報告を求めるものとする。</u> <u>② 上記①の報告があった場合は、報告内容の妥当性について検証を行なうこととする。</u> <u>特に、「純資産額を回復させる計画」については、計画の実現可能性について十分に検証を行うこととする。検証の結果、純資産額を速やかに、かつ、確実に回復させる計画と認められる場合は、処分を保留し、ヒアリング又は報告徴収により計画の実施状況をフォローアップすることとする。</u> <u>③ 検証の結果、財産的要件を満たす実現可能性のない貸金業者（廃業の場合を除く）については、法第 24 条の 6 の 4 に基づき登録取消処分を行なうこととする。</u> <u>④ 財産的要件を満たさない貸金業者から法第 24 条の 6 の 2 に基づく届出があった場合は、上記①～③と同様の対応を行なうこととする。ただし、届出の添付書類（規則第 26 条の 27 第 2 号）により上記①イ・ロについて確認できる場合は、ハ「純資産額を回復させる計画」についてのみ報告徴求することも可能とする。</u>
Ⅲ－３－４ 事業報告書に係る留意点 （１）（略） （２）金融庁への送付 貸金業者から法第 24 条の 6 の 9 の規定に基づき事業報告書及び参考書類を提出させる場合、原則として、財務局に直接提出させる。ただし、法第 41	Ⅲ－３－５ 事業報告書に係る留意点 （２）金融庁への送付 貸金業者から法第 24 条の 6 の 9 の規定に基づき事業報告書及び参考書類を提出させる場合、原則として、財務局に直接提出させる。ただし、法第 41

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
条の 8 の規定に基づき、協会員について、協会が当該報告書及び参考書類の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては営業所等の所在地をその区域に含む協会支部を通じて提出させる。 また、事業報告書の副本及び参考書類各 1 部並びに上記(1)①から③に関し、意見を付す貸金業者があれば意見書を、提出期限後 1 ヶ月以内に監督局金融会社室あて送付するものとする。また、管内都道府県知事から事業報告書の副本及び参考書類の送付を受けたときは、速やかに監督局金融会社室あて送付するものとする。 法第 44 条に規定するみなし貸金業者については、以下のとおり取り扱うものとする。 Ⅲ－３－５ 業務報告書の徴収 (1) 貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき、毎年 3 月末における業務報告書を別紙様式 24 により毎年 5 月末までに徴収するものとする。 Ⅲ－３－６ 非協会員に対する広告の写し等の徴収 Ⅲ－３－７ 廃業等の取扱い (1) (略) ① 法第 44 条に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において、なお貸金業者とみなされ、法令が適用されること。	条の 8 の規定に基づき、協会員について、協会が当該報告書及び参考書類の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては営業所等の所在地をその区域に含む協会支部を通じて提出させる。 また、事業報告書の副本及び参考書類各 1 部並びに上記(1)①から③に関し、意見を付す貸金業者があれば意見書を、提出期限後 1 ヶ月以内に監督局金融会社室あて送付するものとする。また、管内都道府県知事から事業報告書の副本及び参考書類の送付を受けたときは、速やかに監督局金融会社室あて送付するものとする。 法第 43 条に規定するみなし貸金業者については、以下のとおり取り扱うものとする。 Ⅲ－３－６ 業務報告書の徴収 (1) 貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき、毎年 3 月末における業務報告書を別紙様式 24 により毎年 5 月末までに徴収するものとする。 <u>なお、貸金業者が施行規則第 1 条の 2 の 3 第 2 項に定める特定非営利金融法人である場合、同規則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により法第 6 条第 1 項第 14 号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第 3 条第 1 項の登録を受けている場合又は同規則第 5 条の 4 の 2 第 1 項の規定により同規則第 5 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて法第 3 条第 1 項の登録を受けている場合にあっては、法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき、毎年 3 月末における業務報告書を別紙様式 24-2 により毎年 5 月末までに徴収するものとする。</u> Ⅲ－３－７ 非協会員に対する広告の写し等の徴収 Ⅲ－３－８ 廃業等の取扱い ① 法第 43 条に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において、なお貸金業者とみなされ、法令が適用されること。

貸金業者向けの総合的な監督指針（抄）

現 行	改 正 案
Ⅲ－３－<u>８</u> 債権譲渡届出書等の取扱い Ⅲ－４ 行政指導等を行う際の留意点等 （略） Ⅲ－５ 行政処分を行う際の留意点 Ⅲ－５－１ 行政処分の基準 （略） Ⅲ－５－２ 行政手続法との関係等 （略） Ⅲ－５－３ 意見交換制度 （略） Ⅲ－５－４ 営業所等の所在の確知 法第 24 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号の規定により営業所等の所在を確知するため必要な場合には、法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定に基づき、別紙様式 25 による営業所等の所在報告書、営業所又は事務所の所在地を証する書面又はその写し等又は営業所等の地図等の報告を求めるものとする。 Ⅲ－５－５ 不利益処分の公表に関する考え方 （１）法第 24 条の 6 の 8 の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を掲載するものとする。 ①～② （略） ③ 主たる営業所又は事務所の所在地。	Ⅲ－３－<u>９</u> 債権譲渡届出書等の取扱い Ⅲ－５－４ 営業所等の所在の確知 法第 24 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号の規定により営業所等の所在を確知するため必要な場合には、法第 24 条の 6 の 10 第 1 項の規定に基づき、別紙様式 25 による営業所等の所在報告書、営業所等の所在地を証する書面又はその写し等又は営業所等の地図等の報告を求めるものとする。 ③ 主たる営業所等の所在地。

(日本工業規格A4)

別紙様式19

貸金業関係苦情等対応総括表(年 月分)

財務(支)局

1 苦情対応等関係

[illegible]

2 処分等関係

(單位:件)

		財務(支)局長登録業者に係るもの	うち 日賦貸 金業者	うち 事業者 向業者
の苦 処情 分発 等端	1	法に基づき文書による報告を命令		
	2	立入検査の実施		
	3	行政処分の実施		

(日本工業規格A4)

別紙様式19

貸金業関係苦情等対応総括表(年 月分)

財務(支)局

1 苦情対応等関係

[illegible]

2 処分等関係

(单位:件)

		財務(支)局長登録業者に係るもの	うち 日賦貸金業者	うち 事業者 向業者
の苦 処情 分発 等端	1	法に基づき文書による報告を命令		
	2	立入検査の実施		
	3	行政処分の実施		

(記載要領)

1. 「1 苦情対応等関係」については、以下のとおりとする。

- (1) 貸金業者の違法・不適切な行為に対するものは「苦情」として、債務整理、弁済猶予等に関する「相談」、登録の有無、法令解釈等に関する「照会」、制度改正に関する「要望」等は「相談・照会」として分類する。
- (2) 受付状況、苦情・相談の内容及び処理結果それぞれについて、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上すること。
- (3) 苦情・相談の内容及び対応結果の計は、受付時点において計数を一致させること。従って、結果は当月内の対応結果を記載する。
- (4) 「対応結果」における「照会先の案内」の件数と、「案内した照会先」の計を一致させること。
- (5) 「対応結果」における「内容特定困難等により確認不可能」とは、匿名による申出や業者への開示を拒否している場合等とする。
- (6) 「法に基づき報告徴収命令を発出等」には、同月中に検査、処分を行うに至ったものを含む。
- (7) 財務局が都道府県あるいは消費者相談センター等の行政機関(警察を除く。)を紹介した場合は、「都道府県等」欄に計上すること。
- (8) 申出人の情報から金融庁等のホームページなどにより登録先を確認することによって、「財務(支)局長登録業者に係るもの」又は「都道府県知事登録業者に係るもの」に計上することとし、確認の結果、登録を確認できない場合は「無登録の疑いのある者に係るもの」に計上すること。ただし、申出人が業者名を告げないこと等により、確認自体が行えない場合は「不明その他」に計上すること。
- (9) 「法令等解釈」等、業者を特定しない申出については「不明その他」欄に計上すること。
- (10) 「カウンセリング機関等」には、財団法人日本クレジットカウンセリング協会、弁護士会、司法書士会等を含む。

2. 「2 処分等関係」については、以下のとおりとする。

苦情を端緒に報告徴収命令による報告、検査の実施、行政処分を行った場合は、当月内に行った件数を記載すること。

(記載要領)

1. 「1 苦情対応等関係」については、以下のとおりとする。

- (1) 貸金業者の違法・不適切な行為に対するものは「苦情」として、債務整理、弁済猶予等に関する「相談」、登録の有無、法令解釈等に関する「照会」、制度改正に関する「要望」等は「相談・照会」として分類する。
- (2) 受付状況、苦情・相談の内容及び処理結果それぞれについて、その内容が複数にわたる場合でも延べで計上せず、主なものを1件として計上すること。
- (3) 苦情・相談の内容及び対応結果の計は、受付時点において計数を一致させること。従って、結果は当月内の対応結果を記載する。
- (4) 「対応結果」における「照会先の案内」の件数と、「案内した照会先」の計を一致させること。
- (5) 「対応結果」における「内容特定困難等により確認不可能」とは、匿名による申出や業者への開示を拒否している場合等とする。
- (6) 「法に基づき報告徴収命令を発出等」には、同月中に検査、処分を行うに至ったものを含む。
- (7) 財務局が都道府県あるいは消費者相談センター等の行政機関(警察を除く。)を紹介した場合は、「都道府県等」欄に計上すること。
- (8) 申出人の情報から金融庁等のホームページなどにより登録先を確認することによって、「財務(支)局長登録業者に係るもの」又は「都道府県知事登録業者に係るもの」に計上することとし、確認の結果、登録を確認できない場合は「無登録の疑いのある者に係るもの」に計上すること。ただし、申出人が業者名を告げないこと等により、確認自体が行えない場合は「不明その他」に計上すること。
- (9) 「法令等解釈」等、業者を特定しない申出については「不明その他」欄に計上すること。
- (10) 「カウンセリング機関等」には、財団法人日本クレジットカウンセリング協会、弁護士会、司法書士会等を含む。

2. 「2 処分等関係」については、以下のとおりとする。

苦情を端緒に報告徴収命令による報告、検査の実施、行政処分を行った場合は、当月内に行った件数を記載すること。

現 行	改 正 案
別紙様式24 (日本工業規格A4) 業 務 報 告 書 貸付残高500億円超 貸付残高500億円以下 (該当する箇所を○で囲む) 〔平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで〕 財務(支) 局長 殿 届出者 登録番号 財務(支) 第 号 (郵便番号) 住 所 電話番号() - 商 号 又は名称 氏 名 ㊞ (法人にあつては、代表者の氏名) 〔 法定代理人 氏 名 ㊞ 〕 連絡者 氏 名 電話番号() - 平成 年 4月 1日から平成 年 3月 31日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。	別紙様式24 (日本工業規格A4) 業 務 報 告 書 貸付残高500億円超 貸付残高500億円以下 (該当する箇所を○で囲む) 〔平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで〕 財務(支) 局長 殿 届出者 登録番号 財務(支) 第 号 (郵便番号) 住 所 電話番号() - 商 号 又は名称 氏 名 ㊞ (法人にあつては、代表者の氏名) 〔 法定代理人 氏 名 ㊞ 〕 連絡者 氏 名 電話番号() - 平成 年 4月 1日から平成 年 3月 31日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

現 行	改 正 案
業 務 報 告 書	業 務 報 告 書
目 次	目 次
1 貸付金の種別残高	1 貸付金の種別残高
2 業種別貸付残高	2 業種別貸付残高
3 貸付金の金額別内訳	3 貸付金の金額別内訳
4 貸付金の期間別内訳	4 貸付金の期間別内訳
5 消費者向無担保貸付金の金額別内訳	5 貸付金の金利別内訳
6 消費者向無担保貸付金の金利別内訳	6 貸付金の種別内訳(除外貸付・例外貸付)
7 事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金額別内訳	7 総量規制超過部分の貸付残高
8 事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金利別内訳	8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳
9 事業者向有担保貸付金(手形割引を除く)の金額別内訳	9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳
10 事業者向有担保貸付金(手形割引を除く)の金利別内訳	10 事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金額別内訳
11 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等	11 事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金利別内訳
12 無人契約機及び現金自動設備設置台数	12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等
13 自己検証の状況	13 自己検証の状況
14 貸金業協会等への加入状況等	14 貸金業協会等への加入状況等
	15 指定信用情報機関等への加入状況
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 各表の単位未満の端数は、切り捨てて記載する。	1 各表の単位未満の端数は、切り捨てて記載する。
2 構成比等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。	2 構成比等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。
3 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「－」、単位(百万円)未満の場合は「0」と記載する。	3 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「－」、単位(百万円)未満の場合は「0」と記載する。
4 各表の残高内訳が単位(百万円)未満であるが、合計又は計の残高が1百万円の場合は、内訳件数の最も多い区分を「1百万円」に調整し記載する。また、単位未満の端数切捨てにより、内訳の計と合計が合致しない場合も、同様に調整し記載する。	4 各表の残高内訳が単位(百万円)未満であるが、合計又は計の残高が1百万円の場合は、内訳件数の最も多い区分を「1百万円」に調整し記載する。また、単位未満の端数切捨てにより、内訳の計と合計が合致しない場合も、同様に調整し記載する。
5 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者を記載する。	5 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者を記載する。
6 業務報告書表題の期間[平成 年 月 日から平成 年 月 日まで]は、提出業者の直近の決算期を記載する。	6 業務報告書表題の期間[平成 年 月 日から平成 年 月 日まで]は、提出業者の直近の決算期を記載する。

現 行

1 貸付金の種別残高

件数・残高 貸付種別		件 数		残 高		平均約定金利
		構成割合	構成割合			
消費者向	無 担 保 (住宅向を除く)	件	%	百万円		%
	有 担 保 (住宅向を除く)					
	住 宅 向					
	計					
	事業者向	無 担 保				
	有 担 保					
	手 形 割 引					
	計					
合 計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

(記載上の注意)

1 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。

2 担保には保証を含まない。

3 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。

4 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。

5 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数は計上しない。

6 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

7 「平均約定金利」は加重平均により小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。

8 「平均約定金利」の算出方法は、
「例：無担保貸付残高が55百万円、内訳29.2%で25百万円、26.0%で15百万円、20.0%で15百万円」
(25×29.2%+15×26.0%+15×20.0%)/55=25.81%
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

改 正 案

1 貸付金の種別残高

件数・残高 貸付種別		件 数		残 高		平均約定金利
		構成割合	構成割合			
消費者向	無 担 保 (住宅向を除く)	件	%	百万円		%
	有 担 保 (住宅向を除く)					
	住 宅 向					
	計					
	事業者向	無 担 保				
	有 担 保					
	手 形 割 引					
	計					
合 計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

(記載上の注意)

1 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。

2 担保には保証を含まない。

3 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。

4 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。

5 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数は計上しない。

6 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

7 「平均約定金利」は加重平均により小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。

8 「平均約定金利」の算出方法は、
「例：無担保貸付残高が55百万円、内訳29.2%で25百万円、26.0%で15百万円、20.0%で15百万円」
(25×29.2%+15×26.0%+15×20.0%)/55=25.81%
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

現 行					改 正 案				
2 業種別貸付残高					2 業種別貸付残高				
業 種 別	先 数		残 高		業 種 別	先 数		残 高	
	構成割合		構成割合			構成割合		構成割合	
	件	%	百万円	%		件	%	百万円	%
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業 ・ 鉱 業					農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業 ・ 鉱 業				
建 設 業					建 設 業				
製 造 業					製 造 業				
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業					電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業				
情 報 通 信 業					情 報 通 信 業				
運 輸 業					運 輸 業 ・ 郵 便 業				
卸 売 ・ 小 売 業					卸 売 業 ・ 小 売 業				
金 融 ・ 保 険 業					金 融 業 ・ 保 険 業				
不 動 産 業					不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業				
飲 食 店 、 宿 泊 業					宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業				
医 療 、 福 祉					医 療 、 福 祉				
教 育 、 学 習 支 援 業					教 育 、 学 習 支 援 業				
複 合 サ ー ビ ス 業					複 合 サ ー ビ ス 業				
サービス業(他に分類されないもの)					サービス業(他に分類されないもの)				
個 人					個 人				
そ の 他					特 定 非 営 利 活 動 法 人				
合 計		100		100	そ の 他				
					合 計		100		100
(記載上の注意)					(記載上の注意)				
1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。					1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業(過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの)により分類する。				
2 業種は、日本標準産業分類により分類する。					2 業種は、日本標準産業分類により分類する。				
3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。					3 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。				
4 「個人」欄の残高は、「表1」の消費者向計の残高と一致する。					4 <u>事業を営む個人顧客については、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号、同規則第10条の28第1項第2号及び第3号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第10条の22第1項第4号に掲げる金額を基に算出した法第13条の2第2項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。</u>				
5 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。					5 「個人」欄の残高は、「表1」の消費者向計の残高と一致する。				
					6 「 <u>特定非営利活動法人</u> 」とは、 <u>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。</u>				
					7 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。				

現 行

3 貸付金の金額別内訳

件数・残高 金 額 別	件 数		残 高	
	構成割合		構成割合	
	件	%	百万円	%
10 万円以下				
10 万円超 30 万円以下				
30 " 50 "				
50 " 100 "				
100 " 500 "				
500 " 1,000 "				
1,000 " 5,000 "				
5,000 " 1 億円以下				
1 億円超 5 "				
5 " 10 "				
10 " 100 "				
100億円超				
合 計		100		100
1件当たりの平均貸付残高			百万円	

(記載上の注意)

1 貸付残高が自己資金(法人の場合は自己資本)の額を超える貸付先すべて(ただし、当該先が20に満たない場合は、貸付残高上位20位までの貸付先)について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した別途の表(任意様式)を併せて提出する。(自己資金又は自己資本を超える貸付先が無い場合は別途の表の提出は不要)

2 「自己資金」とは、資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。

3 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。

4 貸付金の件数、残高は、「表1」の件数、残高合計と一致する。

5 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例:1.25、0.36等

4 貸付金の期間別内訳

件数・残高 期 間 別	件 数		残 高	
	構成割合		構成割合	
	件	%	百万円	%
1年以下				
1 年超 5 年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25 年超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 約 定 期 間			年	

改 正 案

3 貸付金の金額別内訳

件数・残高 金 額 別	件 数		残 高	
	構成割合		構成割合	
	件	%	百万円	%
10 万円以下				
10 万円超 30 万円以下				
30 " 50 "				
50 " 100 "				
100 " 500 "				
500 " 1,000 "				
1,000 " 5,000 "				
5,000 " 1 億円以下				
1 億円超 5 "				
5 " 10 "				
10 " 100 "				
100億円超				
合 計		100		100
1件当たりの平均貸付残高			百万円	

(記載上の注意)

1 貸付残高が自己資金(法人の場合は自己資本)の額を超える貸付先すべて(ただし、当該先が20に満たない場合は、貸付残高上位20位までの貸付先)について、それぞれの貸付先名、業種、貸付件数及び貸付残高を記載した別途の表(任意様式)を併せて提出する。(自己資金又は自己資本を超える貸付先が無い場合は別途の表の提出は不要)

2 「自己資金」とは、資産の合計額から負債の合計額を控除した額をいう。

3 「自己資本」とは、資産の合計額より負債の合計額並びに配当金及び役員賞与金の予定額を控除し、引当金(特別法上の引当金を含む。)の合計額を加えた額をいう。

4 貸付金の件数、残高は、「表1」の件数、残高合計と一致する。

5 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例:1.25、0.36等

4 貸付金の期間別内訳

件数・残高 期 間 別	件 数		残 高	
	構成割合		構成割合	
	件	%	百万円	%
1年以下				
1 年超 5 年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25 年超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 約 定 期 間			年	

(記載上の注意)		(記載上の注意)	
1	1件当たり平均約定期間は加重平均により算出する。	1	1件当たり平均約定期間は加重平均により算出する。
2	期間は約定期間による。	2	期間は約定期間による。
3	「1件当たりの平均約定期間」の算出方法は、	3	「1件当たりの平均約定期間」の算出方法は、
例:1年以下が2件、1年超5年以下の2年が3件、$\frac{1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3}{2 + 3 + 5 + 3 + 3} = 3.875 \rightarrow 3.87$ 3年5件、5年超10年以下の6年3件、7年3件の場合		例:1年以下が2件、1年超5年以下の2年が3件、$\frac{1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3}{2 + 3 + 5 + 3 + 3} = 3.875 \rightarrow 3.87$ 3年5件、5年超10年以下の6年3件、7年3件の場合	
「1件当たり平均約定期間」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例:1.66、0.83等		「1件当たり平均約定期間」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例:1.66、0.83等	
4	貸付金の件数、残高は、「表1」の件数、残高合計と一致する。	4	貸付金の件数、残高は、「表1」の件数、残高合計と一致する。

現 行	改 正 案																																																	
(新 設)	5 貸付金の金利別内訳																																																	
	<table><tr><th rowspan="2">件数・残高 金 利 別</th><th colspan="2">件 数</th><th colspan="2">残 高</th></tr><tr><th></th><th>構成割合</th><th></th><th>構成割合</th></tr><tr><td></td><td>件</td><td>%</td><td>百万円</td><td>%</td></tr><tr><td>10.0 %以下</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10.0 %超 15.0 %以下</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>15.0 " 18.0 "</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>18.0 " 20.0 "</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>20.0 " 29.2 "</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>29.2 "</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>100</td><td></td><td>100</td></tr></table>	件数・残高 金 利 別	件 数		残 高			構成割合		構成割合		件	%	百万円	%	10.0 %以下					10.0 %超 15.0 %以下					15.0 " 18.0 "					18.0 " 20.0 "					20.0 " 29.2 "					29.2 "					合 計		100		100
	件数・残高 金 利 別		件 数		残 高																																													
			構成割合		構成割合																																													
		件	%	百万円	%																																													
	10.0 %以下																																																	
	10.0 %超 15.0 %以下																																																	
	15.0 " 18.0 "																																																	
	18.0 " 20.0 "																																																	
	20.0 " 29.2 "																																																	
29.2 "																																																		
合 計		100		100																																														
	(記載上の注意)																																																	
	「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。																																																	

現 行		改 正 案																																																																																																																					
(新 設)		6 貸付金の種別残高(除外貸付・例外貸付)																																																																																																																					
		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">件数・残高 貸付種別</th><th rowspan="2">件 数</th><th rowspan="2">構成割合</th><th rowspan="2">残 高</th><th rowspan="2">構成割合</th><th rowspan="2">平均約定金利</th></tr><tr></tr><tr><td rowspan="10">除 外 貸 付</td><td>施行規則第10条の21第1項 第1号で定める契約</td><td>件</td><td>%</td><td>百万円</td><td></td><td>%</td></tr><tr><td>施行規則第10条の21第1項 第2号で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>施行規則第10条の21第1項 第3号で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>施行規則第10条の21第1項 第4号で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>施行規則第10条の21第1項 第5号で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>施行規則第10条の21第1項 第6号で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>施行規則第10条の21第1項 第7号で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>施行規則第10条の21第1項 第8号で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="7">例 外 貸 付</td><td>施行規則第10条の23第1項 第1号で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>施行規則第10条の23第1項 第1号の2で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>施行規則第10条の23第1項 第2号で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>施行規則第10条の23第1項 第3号及び施行規則第10条の 28第1項第1号で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>施行規則第10条の23第1項 第4号及び施行規則第10条の 28第1項第2号で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>施行規則第10条の23第1項 第5号及び施行規則第10条の 28第1項第3号で定める契約</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td></td><td>100</td><td></td><td>100</td><td></td></tr></table>						件数・残高 貸付種別		件 数	構成割合	残 高	構成割合	平均約定金利	除 外 貸 付	施行規則第10条の21第1項 第1号で定める契約	件	%	百万円		%	施行規則第10条の21第1項 第2号で定める契約						施行規則第10条の21第1項 第3号で定める契約						施行規則第10条の21第1項 第4号で定める契約						施行規則第10条の21第1項 第5号で定める契約						施行規則第10条の21第1項 第6号で定める契約						施行規則第10条の21第1項 第7号で定める契約						施行規則第10条の21第1項 第8号で定める契約						計						例 外 貸 付	施行規則第10条の23第1項 第1号で定める契約						施行規則第10条の23第1項 第1号の2で定める契約						施行規則第10条の23第1項 第2号で定める契約						施行規則第10条の23第1項 第3号及び施行規則第10条の 28第1項第1号で定める契約						施行規則第10条の23第1項 第4号及び施行規則第10条の 28第1項第2号で定める契約						施行規則第10条の23第1項 第5号及び施行規則第10条の 28第1項第3号で定める契約						計						合 計			100		100	
件数・残高 貸付種別		件 数	構成割合	残 高	構成割合	平均約定金利																																																																																																																	
除 外 貸 付	施行規則第10条の21第1項 第1号で定める契約	件	%	百万円		%																																																																																																																	
	施行規則第10条の21第1項 第2号で定める契約																																																																																																																						
	施行規則第10条の21第1項 第3号で定める契約																																																																																																																						
	施行規則第10条の21第1項 第4号で定める契約																																																																																																																						
	施行規則第10条の21第1項 第5号で定める契約																																																																																																																						
	施行規則第10条の21第1項 第6号で定める契約																																																																																																																						
	施行規則第10条の21第1項 第7号で定める契約																																																																																																																						
	施行規則第10条の21第1項 第8号で定める契約																																																																																																																						
	計																																																																																																																						
	例 外 貸 付	施行規則第10条の23第1項 第1号で定める契約																																																																																																																					
施行規則第10条の23第1項 第1号の2で定める契約																																																																																																																							
施行規則第10条の23第1項 第2号で定める契約																																																																																																																							
施行規則第10条の23第1項 第3号及び施行規則第10条の 28第1項第1号で定める契約																																																																																																																							
施行規則第10条の23第1項 第4号及び施行規則第10条の 28第1項第2号で定める契約																																																																																																																							
施行規則第10条の23第1項 第5号及び施行規則第10条の 28第1項第3号で定める契約																																																																																																																							
計																																																																																																																							
合 計			100		100																																																																																																																		

	(記載上の注意) 1 「除外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する住宅資金貸付契約その他の内閣府令で定める契約をいう。 2 「例外貸付」とは、法第13条の2第2項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約(法第13の3第5項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約を含む。)として内閣府令で定めるものをいう。 3 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数は計上しない。 4 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。 5 「平均約定金利」は加重平均により小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。 6 「平均約定金利」の算出方法は、 「例:無担保貸付残高が55百万円、内訳29.2%で25百万円、26.0%で15百万円、20.0%で15百万円」 $(25 \times 29.2\% + 15 \times 26.0\% + 15 \times 20.0\%) / 55 = 25.81\%$ なお、算出不能の場合は推定値を記載する。
--	--

現 行	改 正 案									
(新 設)	7 総量規制超過部分の貸付残高 <table><tr><th> 件数・残高 </th><th>件 数</th><th>残 高</th></tr><tr><th>貸付種別</th><td>件</td><td>百万円</td></tr><tr><td>総量規制超過部分の貸付残高 (自社貸付残高)</td><td></td><td></td></tr></table> (記載上の注意) 1 「総量規制超過部分の貸付残高」とは、法第13条の3第1項及び第2項の規定による調査(途上与信)の結果、同条第5項に規定する基準額超過極度方式基本契約に該当すると認められた場合における、当該個人顧客に係る極度方式個人顧客合算額のうち、当該個人顧客に係る基準額を超える残高をいう。 2 「総量規制超過部分の貸付残高」は、本報告書作成時点で把握している直近の途上与信結果に基づき算定した当該個人顧客の基準額に対して、3月末時点の貸付残高が超過している額を記載する。	件数・残高	件 数	残 高	貸付種別	件	百万円	総量規制超過部分の貸付残高 (自社貸付残高)		
件数・残高	件 数	残 高								
貸付種別	件	百万円								
総量規制超過部分の貸付残高 (自社貸付残高)										

現 行

5 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

件数・残高 金 額 別		件 数		残 高	
		構成割合		構成割合	
10 万円以下		件	%	百万円	%
10 万円超 20 万円以下					
20 " 30 "					
30 " 50 "					
50 " 70 "					
70 " 100 "					
100 " 150 "					
150 " 200 "					
200 " 300 "					
300万円超					
合 計			100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高				千円	

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

6 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

件数・残高 金 利 別		件 数		残 高	
		構成割合		構成割合	
10.0 %以下		件	%	百万円	%
10.0 %超 15.0 %以下					
15.0 " 18.0 "					
18.0 " 20.0 "					
20.0 " 22.0 "					
22.0 " 24.0 "					
24.0 " 26.0 "					
26.0 " 28.0 "					
28.0 " 29.2 "					
29.2 "					
合 計			100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

改 正 案

8 消費者向無担保貸付金の金額別内訳

件数・残高 金 額 別		件 数		残 高	
		構成割合		構成割合	
10 万円以下		件	%	百万円	%
10 万円超 20 万円以下					
20 " 30 "					
30 " 50 "					
50 " 70 "					
70 " 100 "					
100 " 150 "					
150 " 200 "					
200 " 300 "					
300万円超					
合 計			100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高				千円	

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

9 消費者向無担保貸付金の金利別内訳

件数・残高 金 利 別		件 数		残 高	
		構成割合		構成割合	
10.0 %以下		件	%	百万円	%
10.0 %超 15.0 %以下					
15.0 " 18.0 "					
18.0 " 20.0 "					
20.0 " 22.0 "					
22.0 " 24.0 "					
24.0 " 26.0 "					
26.0 " 28.0 "					
28.0 " 29.2 "					
29.2 "					
合 計			100		100

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の消費者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。

現 行

7 事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金額別内訳

件数・残高 金 額 別	件 数		残 高	
	件	構成割合 %	百万円	%
100 万円以下				
100 万円超 500 万円以下				
500 " 1000 "				
1000 " 5000 "				
5000 " 1 億円以下				
1 億円超 5 "				
5 " 10 "				
10億円超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高			百万円	

(記載上の注意)
1 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
2 「件数」及び「残高」は、手形割引を除く。

改 正 案

10 事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金額別内訳

件数・残高 金 額 別	件 数		残 高	
	件	構成割合 %	百万円	%
100 万円以下				
100 万円超 500 万円以下				
500 " 1000 "				
1000 " 5000 "				
5000 " 1 億円以下				
1 億円超 5 "				
5 " 10 "				
10億円超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高			百万円	

(記載上の注意)
1 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
2 「件数」及び「残高」は、手形割引を除く。

8 事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金利別内訳

件数・残高 金 利 別	件 数		残 高	
	件	構成割合 %	百万円	%
5.0 %以下				
5.0 %超 10.0 %以下				
10.0 " 15.0 "				
15.0 " 18.0 "				
18.0 " 20.0 "				
20.0 " 22.0 "				
22.0 " 24.0 "				
24.0 " 26.0 "				
26.0 " 28.0 "				
28.0 " 29.2 "				
29.2 "				
合 計		100		100

(記載上の注意)
1 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
2 「件数」及び「残高」は、手形割引を除く。

11 事業者向無担保貸付金(手形割引を除く)の金利別内訳

件数・残高 金 利 別	件 数		残 高	
	件	構成割合 %	百万円	%
5.0 %以下				
5.0 %超 10.0 %以下				
10.0 " 15.0 "				
15.0 " 18.0 "				
18.0 " 20.0 "				
20.0 " 29.2 "				
29.2 "				
合 計		100		100

(記載上の注意)
1 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向無担保貸付金の件数及び残高と一致する。
2 「件数」及び「残高」は、手形割引を除く。

現 行

改 正 案

9 事業者向有担保貸付金(手形割引を除く)の金額別内訳

件数・残高 金 額 別	件 数		残 高	
		構成割合		構成割合
100 万円以下	件	%	百万円	%
100 万円超 500 万円以下				
500 " 1000 "				
1000 " 5000 "				
5000 " 1 億円以下				
1 億円超 5 "				
5 " 10 "				
10億円超				
合 計		100		100
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高			百万円	

(記載上の注意)
1 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向有担保貸付金の件数及び残高と一致する。
2 「件数」及び「残高」は、手形割引を除く。

10 事業者向有担保貸付金(手形割引を除く)の金利別内訳

件数・残高 金 利 別	件 数		残 高	
		構成割合		構成割合
5.0 %以下	件	%	百万円	%
5.0 %超 10.0 %以下				
10.0 " 15.0 "				
15.0 " 18.0 "				
18.0 " 20.0 "				
20.0 " 22.0 "				
22.0 " 24.0 "				
24.0 " 26.0 "				
26.0 " 28.0 "				
28.0 " 29.2 "				
29.2 "				
合 計		100		100

(記載上の注意)
1 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の事業者向有担保貸付金の件数及び残高と一致する。
2 「件数」及び「残高」は、手形割引を除く。

(削 除)

(削 除)

現 行

11 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

(1) 新規契約状況

	件 数 等		
		うち有人営業所等	うち自動契約機
新 規 申 込 件 数	件	件	件
新 規 契 約 件 数	件	件	件
新 規 契 約 率	%	%	%

(記載上の注意)

1 新規申込件数は、当該年度の申込件数を記載する。

2 新規契約件数は、当該年度の契約件数を記載する。

3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を記載する。

(2-1) 新規貸付状況

	件 数 等		
		うち有人営業所等	うち自動契約機
新 規 貸 付 総 額	百万円	百万円	百万円
新 規 貸 付 件 数	件	件	件
新 規 平 均 貸 付 額	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。

2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。

3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。

4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること。

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件 数 等
当 該 年 度 貸 付 総 額	百万円
当 該 年 度 貸 付 件 数	件
当 該 年 度 平 均 貸 付 額	千円

(記載上の注意)

1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。

2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。

3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。

改 正 案

12 消費者向無担保貸付金の新規契約状況等

(1) 新規契約状況

	件 数 等		
		うち有人営業所等	うち自動契約機
新 規 申 込 件 数	件	件	件
新 規 契 約 件 数	件	件	件
新 規 契 約 率	%	%	%

(記載上の注意)

1 新規申込件数は、当該年度の申込件数を記載する。

2 新規契約件数は、当該年度の契約件数を記載する。

3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を記載する。

(2-1) 新規貸付状況

	件 数 等		
		うち有人営業所等	うち自動契約機
新 規 貸 付 総 額	百万円	百万円	百万円
新 規 貸 付 件 数	件	件	件
新 規 平 均 貸 付 額	千円	千円	千円

(記載上の注意)

1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。

2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。

3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。

4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること。

(2-2) 当該年度の貸付状況

	件 数 等
当 該 年 度 貸 付 総 額	百万円
当 該 年 度 貸 付 件 数	件
当 該 年 度 平 均 貸 付 額	千円

(記載上の注意)

1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。

2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。

3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。

現 行				改 正 案			
12 無人契約機及び現金自動設備設置台数				(削 除)			
			設 置 台 数				
1 無 人 契 約 機			(台)				
2 現 金 自 動 設 備			(台)				
	(1)自 社 設 置 分		(台)				
		うち現金自動受払機	(台)				
		うち現金自動支払機	(台)				
	(2)提 携 分		(台)				
		うち現金自動受払機	(台)				
		うち現金自動支払機	(台)				
13 自己検証の実施状況				13 自己検証の実施状況			
	自 己 検 証 の 実 施				自 己 検 証 の 実 施		
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
内部監査において自己検証を行っている場合は、○印をするとともに、「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、「自己検証リスト(案)」に準じた、自己検証の記録を添付すること。				内部監査において自己検証を行っている場合は、○印をするとともに、「貸金業者向けの総合的な監督指針」に基づき、「自己検証リスト(案)」に準じた、自己検証の記録を添付すること。			

現 行	改 正 案																																																																
14 貸金業協会等への加入状況等	14 貸金業協会等への加入状況等																																																																
<table><tr><td>1</td><td>貸金業協会に加盟している</td></tr><tr><td>2</td><td>日本消費者金融協会に加盟している</td></tr><tr><td>3</td><td>電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している</td></tr><tr><td>4</td><td>日本事業者金融協会に加盟している</td></tr><tr><td>5</td><td>(社)全国信販協会に加盟している</td></tr><tr><td>6</td><td>(社)日本クレジット産業協会に加盟している</td></tr><tr><td>7</td><td>日本クレジットカード協会に加盟している</td></tr><tr><td>8</td><td>割賦購入あっせん業者として登録されている</td></tr><tr><td>9</td><td>電気機械器具関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)</td></tr><tr><td>10</td><td>自動車関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)</td></tr><tr><td>11</td><td>日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加加盟している場合を含む)</td></tr><tr><td>12</td><td>建設・不動産関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)</td></tr><tr><td>13</td><td>質屋の許可を受けている</td></tr><tr><td>14</td><td>(社)リース事業協会に加盟している</td></tr><tr><td>15</td><td>日賦貸金業者として登録されている</td></tr><tr><td>16</td><td>上記のいずれにも該当しない</td></tr><tr><td colspan="2">(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること</td></tr></table>	1	貸金業協会に加盟している	2	日本消費者金融協会に加盟している	3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している	4	日本事業者金融協会に加盟している	5	(社)全国信販協会に加盟している	6	(社)日本クレジット産業協会に加盟している	7	日本クレジットカード協会に加盟している	8	割賦購入あっせん業者として登録されている	9	電気機械器具関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	10	自動車関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	11	日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加加盟している場合を含む)	12	建設・不動産関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	13	質屋の許可を受けている	14	(社)リース事業協会に加盟している	15	日賦貸金業者として登録されている	16	上記のいずれにも該当しない	(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること		<table><tr><td>1</td><td>貸金業協会に加盟している</td></tr><tr><td>2</td><td>日本消費者金融協会に加盟している</td></tr><tr><td>3</td><td>電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している</td></tr><tr><td>4</td><td>(社)日本クレジット協会に加盟している</td></tr><tr><td>5</td><td>日本クレジットカード協会に加盟している</td></tr><tr><td>6</td><td>包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者として登録を受けている</td></tr><tr><td>7</td><td>電気機械器具関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)</td></tr><tr><td>8</td><td>自動車関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)</td></tr><tr><td>9</td><td>日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加加盟している場合を含む)</td></tr><tr><td>10</td><td>建設・不動産関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)</td></tr><tr><td>11</td><td>質屋の許可を受けている</td></tr><tr><td>12</td><td>(社)リース事業協会に加盟している</td></tr><tr><td>13</td><td>日賦貸金業者として登録されている</td></tr><tr><td>14</td><td>上記のいずれにも該当しない</td></tr><tr><td colspan="2">(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること</td></tr></table> (記載上の注意) 1 1～14の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。 2 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項における関係会社をいう。	1	貸金業協会に加盟している	2	日本消費者金融協会に加盟している	3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している	4	(社)日本クレジット協会に加盟している	5	日本クレジットカード協会に加盟している	6	包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者として登録を受けている	7	電気機械器具関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	8	自動車関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	9	日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加加盟している場合を含む)	10	建設・不動産関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)	11	質屋の許可を受けている	12	(社)リース事業協会に加盟している	13	日賦貸金業者として登録されている	14	上記のいずれにも該当しない	(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること	
1	貸金業協会に加盟している																																																																
2	日本消費者金融協会に加盟している																																																																
3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している																																																																
4	日本事業者金融協会に加盟している																																																																
5	(社)全国信販協会に加盟している																																																																
6	(社)日本クレジット産業協会に加盟している																																																																
7	日本クレジットカード協会に加盟している																																																																
8	割賦購入あっせん業者として登録されている																																																																
9	電気機械器具関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)																																																																
10	自動車関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)																																																																
11	日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加加盟している場合を含む)																																																																
12	建設・不動産関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)																																																																
13	質屋の許可を受けている																																																																
14	(社)リース事業協会に加盟している																																																																
15	日賦貸金業者として登録されている																																																																
16	上記のいずれにも該当しない																																																																
(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること																																																																	
1	貸金業協会に加盟している																																																																
2	日本消費者金融協会に加盟している																																																																
3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している																																																																
4	(社)日本クレジット協会に加盟している																																																																
5	日本クレジットカード協会に加盟している																																																																
6	包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者として登録を受けている																																																																
7	電気機械器具関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)																																																																
8	自動車関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)																																																																
9	日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加加盟している場合を含む)																																																																
10	建設・不動産関係の特例民法法人等に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)																																																																
11	質屋の許可を受けている																																																																
12	(社)リース事業協会に加盟している																																																																
13	日賦貸金業者として登録されている																																																																
14	上記のいずれにも該当しない																																																																
(参考)その他加入している団体があればその名称を記載すること																																																																	

現 行	改 正 案						
(新 設)	15 指定信用情報機関等への加入状況 <table data-bbox="1131 253 1650 424"><tr><td data-bbox="1131 253 1178 309"></td><td data-bbox="1178 253 1650 309">株式会社シー・アイ・シー</td></tr><tr><td data-bbox="1131 309 1178 365"></td><td data-bbox="1178 309 1650 365">株式会社日本信用情報機構</td></tr><tr><td data-bbox="1131 365 1178 424"></td><td data-bbox="1178 365 1650 424">その他の信用情報機関 (名称:)</td></tr></table> (記載上の注意) 1. 指定信用情報機関に加入している場合には、加入している指定信用情報機関の欄に○印をする。 2. その他の信用情報機関に加入している指場合には、その他の信用情報機関の欄に○印をするとともに、加入している信用情報機関の名称を記載する。		株式会社シー・アイ・シー		株式会社日本信用情報機構		その他の信用情報機関 (名称:)
	株式会社シー・アイ・シー						
	株式会社日本信用情報機構						
	その他の信用情報機関 (名称:)						

現 行	改 正 案
(新 設)	別紙様式 24-2 (日本工業規格 A4) 業 務 報 告 書 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 財務（支）局長 殿 届出者 登録番号 財務（支）局長（T ）第 号 (郵便番号) 住 所 電話番号（ ） - 名 称 代表者名 ㊟ 連絡者 所属 氏名 電話番号（ ） - 平成 年 4 月 1 日から平成 年 3 月 3 1 日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

現 行	改 正 案
(新 設)	業 務 報 告 書 目 次 1 貸付金の内容別残高 2 業種別貸付残高 3 貸付金の金額別内訳 4 主な貸付先の状況（貸付残高上位10者） 5 貸付金の期間別内訳 6 貸付金の金利別内訳 7 貸付金の新規契約状況 8 自己検証の実施状況 9 貸金業協会等への加入状況 10 特定非営利活動貸付けを行っている場合の貸付け相手方等の債務総額及び財務状況の定期的な把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況 11 生活困窮者支援貸付けの状況 (記載上の注意) 1 各表の単位未満の端数は、切り捨てて記載する。 2 構成比等の比率は、特に注記がない限り小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。 3 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「－」、単位（百万円）未満の場合は「0」と記載する。 4 各表の残高内訳が単位（百万円）未満であるが、合計又は計の残高が1百万円の場合は、内訳件数の最も多い区分を「1百万円」に調整し記載する。また、単位未満の端数切捨てにより、内訳の計と合計が合致しない場合も、同様に調整し記載する。 5 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者を記載する。 6 業務報告書表題の期間〔平成 年 月 日から平成 年 月 日まで〕は、提出業者の直近の決算期を記載する。

現 行	改 正 案																																														
(新 設)	1 貸付金の内容別残高 <table><tr><th rowspan="2">貸 付 内 容</th><th>件数</th><th></th><th>残高</th><th></th><th rowspan="2">平均約定金利</th></tr><tr><th></th><th>構成割合</th><th></th><th>構成割合</th></tr><tr><td>特定非営利活動として行われる貸付け</td><td>件</td><td>%</td><td>百万円</td><td>%</td><td>%</td></tr><tr><td>うち特定非営利活動貸付け</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>生活困窮者を支援するための貸付け</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>うち生活困窮者支援貸付け</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>100</td><td></td><td>100</td><td></td></tr></table> (記載上の注意) 1 「特定非営利活動として行われる貸付け」及び「生活困窮者を支援するための貸付け」とは、施行規則第5条の3の2第2項第3号に掲げる貸付けをいう。 2 「特定非営利活動貸付け」とは、施行規則第1条の2の3第4項の特定非営利活動貸付けをいう。 3 「生活困窮者支援貸付け」とは、施行規則第1条の2の3第5項の生活困窮者支援貸付けをいう。 4 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。 5 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数は計上しない。 6 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。 7 「平均約定金利」は加重平均により小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。 8 「平均約定金利」の算出方法は、 「例：無担保貸付残高が55百万円、内訳29.2%で25百万円、26.0%で15百万円、20.0%で15百万円」 (25×29.2%+15×26.0%+15×20.0%) /55=25.81% なお、算出不能の場合は推定値を記載する。	貸 付 内 容	件数		残高		平均約定金利		構成割合		構成割合	特定非営利活動として行われる貸付け	件	%	百万円	%	%	うち特定非営利活動貸付け						生活困窮者を支援するための貸付け						うち生活困窮者支援貸付け						そ の 他						合 計		100		100	
貸 付 内 容	件数			残高		平均約定金利																																									
		構成割合		構成割合																																											
特定非営利活動として行われる貸付け	件	%	百万円	%	%																																										
うち特定非営利活動貸付け																																															
生活困窮者を支援するための貸付け																																															
うち生活困窮者支援貸付け																																															
そ の 他																																															
合 計		100		100																																											

現 行

(新 設)

改 正 案

2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		残 高	
	先 数	構成割合		構成割合
農業、林業、漁業、鉱業	件	%	百万円	%
建 設 業				
製 造 業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情 報 通 信 業				
運 輸 業・郵 便 業				
卸 売 業・小 売 業				
金 融 業・保 険 業				
不動産業・物品賃貸業				
宿泊・飲食サービス業				
医 療 、 福 祉				
教育、学習支援業				
複合サービス業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個 人（生活困窮者を除く）				
生活困窮者				
特定非営利活動法人				
そ の 他				
合 計		100		100

(記載上の注意)

1 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去 1 年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。

2 業種は、日本標準産業分類により分類する。

3 「生活困窮者」とは、施行規則第 1 条の 2 の 3 第 6 項に定めるものをいう。

4 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。

5 事業を営む個人顧客については、施行規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号及び第 5 号、同規則第 10 条の 28 第 1 項第 2 号及び第 3 号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第 10 条の 22 第 1 項第 4 号に掲げる金額を基に算出した法第 13 条の 2 第 2 項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。

6 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。

7 残高合計は、「表 1」の残高合計と一致する。

現 行	改 正 案																																																																																																																																																									
(新 設)	3 貸付金の金額別内訳 <table><thead><tr><th rowspan="2">金額別 先数・残高</th><th rowspan="2">件 数</th><th rowspan="2">構成割合</th><th colspan="2">残 高</th></tr><tr><th>構成割合</th><th></th></tr><tr><th></th><th>件</th><th>%</th><th>百万円</th><th>%</th></tr></thead><tbody><tr><td>10 万円以下</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10 万円超 50 万円以下</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>50 " 100 "</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>100 " 500 "</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>500 " 1,000 "</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1,000 " 5,000 "</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5,000 " 1 億円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1 億円超</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>100</td><td></td><td>100</td></tr><tr><td colspan="3">1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 1 貸付金の件数、残高は、「表 1」の件数、残高合計と一致する。 2 「1 件当たり平均貸付残高」は、小数点第 3 位を切捨て第 2 位までを記載する。例：1.25、0.36 等 4 主な貸付先の状況（貸付残高上位 10 者） <table><thead><tr><th></th><th>貸 付 先</th><th>態様</th><th>件数</th><th>残高</th><th>約定金利</th><th>貸付先の概要</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th>件</th><th>百万円</th><th>%</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">上 位 10 者 計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (記載上の注意) 態様には「特定非営利対象法人」、「その他企業・団体」、「生活困窮者」、「その他個人」の別を記入する。	金額別 先数・残高	件 数	構成割合	残 高		構成割合			件	%	百万円	%	10 万円以下					10 万円超 50 万円以下					50 " 100 "					100 " 500 "					500 " 1,000 "					1,000 " 5,000 "					5,000 " 1 億円					1 億円超					合 計		100		100	1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高						貸 付 先	態様	件数	残高	約定金利	貸付先の概要				件	百万円	%		1							2							3							4							5							6							7							8							9							10							上 位 10 者 計						
金額別 先数・残高	件 数				構成割合	残 高																																																																																																																																																				
		構成割合																																																																																																																																																								
	件	%	百万円	%																																																																																																																																																						
10 万円以下																																																																																																																																																										
10 万円超 50 万円以下																																																																																																																																																										
50 " 100 "																																																																																																																																																										
100 " 500 "																																																																																																																																																										
500 " 1,000 "																																																																																																																																																										
1,000 " 5,000 "																																																																																																																																																										
5,000 " 1 億円																																																																																																																																																										
1 億円超																																																																																																																																																										
合 計		100		100																																																																																																																																																						
1 件 当 た り 平 均 貸 付 残 高																																																																																																																																																										
	貸 付 先	態様	件数	残高	約定金利	貸付先の概要																																																																																																																																																				
			件	百万円	%																																																																																																																																																					
1																																																																																																																																																										
2																																																																																																																																																										
3																																																																																																																																																										
4																																																																																																																																																										
5																																																																																																																																																										
6																																																																																																																																																										
7																																																																																																																																																										
8																																																																																																																																																										
9																																																																																																																																																										
10																																																																																																																																																										
上 位 10 者 計																																																																																																																																																										

(新 設)

現 行

改 正 案

5 貸付金の期間別内訳

期間別	先数・残高		件 数		残 高	
			構成割合		構成割合	
1 年以下			件	%	百万円	%
1 年超 5 年以下						
5 # 10 #						
10 # 15 #						
15 # 20 #						
20 # 25 #						
25 年超						
合 計			100		100	
1 件 当 た り 平 均 貸 付 期 間						

(記載上の注意)

1 1 件当たり平均約定期間は加重平均により算出する。

2 期間は約定期間による。

3 「1 件当たりの平均約定期間」の算出方法は、

「例：1 年以下が 2 件、1 年超 5 年以下の 2 年が 3 件、3 年 5 件、5 年超 10 年以下の 6 年 3 件、7 年 3 件」

$(1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3) / (2 + 3 + 5 + 3 + 3) = 3.875 \rightarrow 3.87$

「1 件当たり平均約定期間」は、小数点第 3 位を切捨て第 2 位までを記載する。例：1.66、0.83 等

4 貸付金の件数、残高は、「表 1」の件数、残高合計と一致する。

6 貸付金の金利別内訳

金利別	先数・残高		件 数		残 高	
			構成割合		構成割合	
2.5%以下			件	%	百万円	%
2.5%超 5.0%以下						
5.0 # 7.5 #						
7.5 #						
合 計			100		100	

(記載上の注意)

「合計」欄の件数及び残高は、「表 1」の合計件数及び合計残高と一致する。

現 行	改 正 案																										
(新 設)	7 貸付金の新規契約状況等 (1) 新規契約状況 <table><tr><th></th><th>件 数 等</th></tr><tr><td>新 規 申 込 件 数</td><td>件</td></tr><tr><td>新 規 契 約 件 数</td><td>件</td></tr><tr><td>新 規 契 約 率</td><td>%</td></tr></table> (記載上の注意) 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数を記載する。 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数を記載する。 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を記載する。 (2-1) 新規貸付状況 <table><tr><th></th><th>件 数 等</th></tr><tr><td>新 規 貸 付 総 額</td><td>百万円</td></tr><tr><td>新 規 貸 付 件 数</td><td>件</td></tr><tr><td>新 規 平 均 貸 付 額</td><td>百万円</td></tr></table> (記載上の注意) 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること。 (2-2) 当該年度の貸付状況 <table><tr><th></th><th>件 数 等</th></tr><tr><td>当該年度貸付総額</td><td>百万円</td></tr><tr><td>当該年度貸付件数</td><td>件</td></tr><tr><td>当該年度平均貸付額</td><td>百万円</td></tr></table> (記載上の注意) 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。 8 自己検証の実施状況 <table><tr><td></td><td>自 己 検 証 の 実 施</td></tr></table> (記載上の注意) 内部監査において、自己検証を行っている場合には○印をするとともに、自己検証の記録を添付すること。		件 数 等	新 規 申 込 件 数	件	新 規 契 約 件 数	件	新 規 契 約 率	%		件 数 等	新 規 貸 付 総 額	百万円	新 規 貸 付 件 数	件	新 規 平 均 貸 付 額	百万円		件 数 等	当該年度貸付総額	百万円	当該年度貸付件数	件	当該年度平均貸付額	百万円		自 己 検 証 の 実 施
	件 数 等																										
新 規 申 込 件 数	件																										
新 規 契 約 件 数	件																										
新 規 契 約 率	%																										
	件 数 等																										
新 規 貸 付 総 額	百万円																										
新 規 貸 付 件 数	件																										
新 規 平 均 貸 付 額	百万円																										
	件 数 等																										
当該年度貸付総額	百万円																										
当該年度貸付件数	件																										
当該年度平均貸付額	百万円																										
	自 己 検 証 の 実 施																										

現 行	改 正 案								
(新 設) -	9 貸金業協会等への加入状況 <table border="1" data-bbox="1144 264 1995 422"><tr><td>1</td><td>貸金業協会に加盟している</td></tr><tr><td>2</td><td>指定信用情報機関に加盟している。(指定信用情報機関の名称：)</td></tr><tr><td>3</td><td>全国NPOバンク連絡会に加盟している</td></tr><tr><td colspan="2">(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること</td></tr></table> 10 特定非営利活動貸付けを行っている場合の貸付け相手方等の債務総額及び財務状況の定期的な把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況 (記載上の注意) 特定非営利活動貸付けを行っている特定非営利金融業者についてのみ記載すること。 11 生活困窮者支援貸付けの状況 (1) アセスメントの実施状況 (記載上の注意) 1 生活困窮者支援貸付けを行っている特定非営利金融業者についてのみ記載すること。(以下(2)及び(3)も同様) 2 「アセスメント」とは施行規則第1条の2の3第5項第1号に定めるものをいう。 (2) 上記(1)の結果に基く生活再建のための計画を策定するための措置状況 (3) 上記(2)を踏まえた貸付け相手方等の債務状況の把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況	1	貸金業協会に加盟している	2	指定信用情報機関に加盟している。(指定信用情報機関の名称：)	3	全国NPOバンク連絡会に加盟している	(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること	
1	貸金業協会に加盟している								
2	指定信用情報機関に加盟している。(指定信用情報機関の名称：)								
3	全国NPOバンク連絡会に加盟している								
(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること									